

「安全管理仕様書」新旧対比表

旧	新	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>安全管理仕様書</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>制定 2003年 2月 4日:要領業管室第6号                      最終改正 <b>2024年 10月29日</b>:要領安品本部第24号-23                      施行 <b>2024年 11月1日</b>                      所管部署 安全・品質本部 安全推進部</p> </div> <p><b>1. 目的</b>                      本仕様書は、当社「安全衛生管理規程」に基づき関係請負人が遵守すべき安全管理に関する基本事項を定め、作業における安全確保を最優先に考えて、安全対策の樹立と労働災害の防止に努め、万一災害が発生した場合でも被害の拡大を防止することを目的とする。</p> <p><b>2. 適用範囲</b>                      (1) 本仕様書は、関係請負人が当社構内において作業を実施する場合に適用する。ただし、本仕様書の要求事項を満たしつつ、個々の契約文書により詳細な記載がある場合は、それに従うものとする。また、データ入力・文書管理委託業務等の現場作業を伴わない業務には、本仕様書の現場作業に係る記載事項は適用しない。                      (2) 当社の放射線管理区域における放射線安全については、別途当社が定める放射線管理仕様書による。</p> <p><b>3. 用語の定義</b>                      (1) 請負工事                      請負契約で供給者が当社構内で実施する工事をいう。(土木工事、建築工事および機器据付工事等)                      (2) 委託業務                      委託契約で供給者が当社構内で実施する作業をいう。                      (現場作業を伴う委託業務ならびに警備、データ入力、文書管理および技術支援等の委託業務)                      (3) 物品購入                      物品購入契約で供給者が当社構内で実施する据付等の作業をいう。                      (現場作業を伴う物品据付工事等)                      (4) 作業                      請負工事、委託業務および物品購入により供給者が当社構内で実施する作業を総称していう。                      (5) 関係請負人                      当社の運営に関わる作業を行う供給者を総称していう。                      (6) 作業実施部署                      供給者が当社構内で実施する作業を所管する当社の部署をいう。                      (7) 作業現場                      現場指揮者の指揮・監督のもと、当社構内において実際に作業を行っている場所をいう。                      (8) 常駐                      作業現場のある当該地域に配置され、作業員に対する指揮命令が速やかに行えること、かつ事故発生時に速やかに現場対応が可能な状態であることをいう。</p>	<p style="text-align: center;"><b>安全管理仕様書</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>制定 2003年 2月 4日:要領業管室第6号                      最終改正 <b>2025年 3月26日</b>:要領安品本部第24号-24                      施行 <b>2025年 4月 1日</b>                      所管部署 安全・品質本部 安全推進部</p> </div> <p><b>1. 目的</b>                      本仕様書は、当社「安全衛生管理規程」に基づき関係請負人が遵守すべき安全管理に関する基本事項を定め、作業における安全確保を最優先に考えて、安全対策の樹立と労働災害の防止に努め、万一災害が発生した場合でも被害の拡大を防止することを目的とする。</p> <p><b>2. 適用範囲</b>                      (1) 本仕様書は、関係請負人が当社構内において作業を実施する場合に適用する。ただし、本仕様書の要求事項を満たしつつ、個々の契約文書により詳細な記載がある場合は、それに従うものとする。また、データ入力・文書管理委託業務等の現場作業を伴わない業務には、本仕様書の現場作業に係る記載事項は適用しない。                      (2) 当社の放射線管理区域における放射線安全については、別途当社が定める放射線管理仕様書による。</p> <p><b>3. 用語の定義</b>                      (1) 請負工事                      請負契約で供給者が当社構内で実施する工事をいう。(土木工事、建築工事および機器据付工事等)                      (2) 委託業務                      委託契約で供給者が当社構内で実施する作業をいう。                      (現場作業を伴う委託業務ならびに警備、データ入力、文書管理および技術支援等の委託業務)                      (3) 物品購入                      物品購入契約で供給者が当社構内で実施する据付等の作業をいう。                      (現場作業を伴う物品据付工事等)                      (4) 作業                      請負工事、委託業務および物品購入により供給者が当社構内で実施する作業を総称していう。                      (5) 関係請負人                      当社の運営に関わる作業を行う供給者を総称していう。                      (6) 作業実施部署                      供給者が当社構内で実施する作業を所管する当社の部署をいう。                      (7) 作業現場                      現場指揮者の指揮・監督のもと、当社構内において実際に作業を行っている場所をいう。                      (8) 常駐                      作業現場のある当該地域に配置され、作業員に対する指揮命令が速やかに行えること、かつ事故発生時に速やかに現場対応が可能な状態であることをいう。</p>	<p>改正日・改正番号・施行日の変更</p>



旧	新	変更理由
<p>(a) 作業現場に常駐した状態での、作業全般の施工・工程・安全・人員等の総括管理</p> <p>(b) 作業現場の安全衛生管理および取締り</p> <p>(c) 作業実施部署への提出書類の承認</p> <p>(d) 労働災害、交通事故等発生時の処置・連絡</p> <p>(e) その他業務に関する事項および下請請負人・被用者に関する事項についての、責任を持った処理</p> <p>b. 現場責任者</p> <p>作業全般に対する供給者側の責任者で、かつ現場監督者および現場指揮者を統括指揮する者をいい、供給者によって、安衛法に基づく職長教育を受けた者の中から製品および役務等の単位ごとに指名され、作業現場に常駐できる者がこれにあたり、以下の職務を行う。</p> <p>(a) 作業現場に常駐した状態での、作業全般の施工・工程・安全・人員等の総括管理</p> <p>(b) 当社との協議・折衝に際する供給者を代表した対応</p> <p>(c) 作業実施部署への提出書類の承認</p> <p>(d) 労働災害、交通事故等発生時の処置・連絡</p> <p>(e) その他業務に関する事項および下請請負人・被用者に関する事項についての、責任を持った処理</p> <p>c. 現場監督者</p> <p>作業現場に常駐した状態で現場の作業施工に対する管理監督を行い、かつ作業を統括指揮する者をいい、以下の職務を行う。</p> <p>(a) 作業に関する技術上の管理</p> <p>(b) 作業中の作業員等の保護具・防具等の安全装備の使用状況監視</p> <p>(c) 作業姿勢、仮設設備の状況等の監視</p> <p>(d) 不安全行為・不安全状態を認めた場合の指摘・命令等</p> <p>(e) 作業安全に係る作業監視員との打合せ・調整</p> <p>d. 現場指揮者</p> <p>作業員を直接指揮する者をいい、以下の職務を行う。</p> <p>(a) 作業現場における直接の作業員への常時指揮・作業管理</p> <p>(b) (a)の職務を遂行するために、作業現場の掛け持ちをおこなわないこと (ただし、車両運搬作業、警備業務、ケーブル敷設作業等、同一の作業で現場が異なる場合を除く。)</p> <p>(c) 作業主任者が定められている作業については、作業主任者に当該作業の作業指揮をとらせること</p> <p>e. 作業主任者</p> <p>作業を行う部署または協力会社は法令で定める危険又は有害な作業において作業現場ごとに作業主任者を選任し、以下の職務を行わせる。作業主任者が必要な作業は、各添付資料を参照のこと。</p> <p>(a) 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。</p> <p>(b) 取り扱う機械およびその安全装置を点検すること。</p> <p>(c) 取り扱う機械およびその安全装置に異常を認めた場合は、直ちに必要な措置を講ずること。</p> <p>(d) 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。作業指示・命令に従わせること。</p> <p>f. 災害防止責任者（安全担当者）</p> <p>製品および役務等の提供にあたり、作業安全管理計画書に基づく活動を含む災害防止活動の責任者として、原則として作業現場に常駐し、作業全般に亘り、労働または衛生に関する災害防止に関する必要な措置を講じ、作業における災害防止に努める者をいう。作業員が50人未満の場合に限り、現場代理人・現場責任者と兼務することができる。また、職務の遂行にあたっては以下の事項を実施するとともに、5、</p>	<p>(a) 作業現場に常駐した状態での、作業全般の施工・工程・安全・人員等の総括管理</p> <p>(b) 作業現場の安全衛生管理および取締り</p> <p>(c) 作業実施部署への提出書類の承認</p> <p>(d) 労働災害、交通事故等発生時の処置・連絡</p> <p>(e) その他業務に関する事項および下請請負人・被用者に関する事項についての、責任を持った処理</p> <p>b. 現場責任者</p> <p>作業全般に対する供給者側の責任者で、かつ現場監督者および現場指揮者を統括指揮する者をいい、供給者によって、安衛法に基づく職長教育を受けた者の中から製品および役務等の単位ごとに指名され、作業現場に常駐できる者がこれにあたり、以下の職務を行う。</p> <p>(a) 作業現場に常駐した状態での、作業全般の施工・工程・安全・人員等の総括管理</p> <p>(b) 当社との協議・折衝に際する供給者を代表した対応</p> <p>(c) 作業実施部署への提出書類の承認</p> <p>(d) 労働災害、交通事故等発生時の処置・連絡</p> <p>(e) その他業務に関する事項および下請請負人・被用者に関する事項についての、責任を持った処理</p> <p>c. 現場監督者</p> <p>作業現場に常駐した状態で現場の作業施工に対する管理監督を行い、かつ作業を統括指揮する者をいい、以下の職務を行う。</p> <p>(a) 作業に関する技術上の管理</p> <p>(b) 作業中の作業員等の保護具・防具等の安全装備の使用状況監視</p> <p>(c) 作業姿勢、仮設設備の状況等の監視</p> <p>(d) 不安全行為・不安全状態を認めた場合の指摘・命令等</p> <p>(e) 作業安全に係る作業監視員との打合せ・調整</p> <p>d. 現場指揮者</p> <p>作業員を直接指揮する者をいい、以下の職務を行う。</p> <p>(a) 作業現場において作業員を常時指揮・作業管理するとともに、不安全行動を行わないよう常時監視すること</p> <p>(b) (a)の職務を遂行するために、作業現場の掛け持ちをおこなわないこと (ただし、車両運搬作業、警備業務、ケーブル敷設作業等、同一の作業で現場が異なる場合を除く。)</p> <p>(c) 作業主任者が定められている作業については、作業主任者に当該作業の作業指揮をとらせること</p> <p>e. 作業主任者</p> <p>作業を行う部署または協力会社は、法令で定める危険又は有害な作業において作業現場ごとに作業主任者を選任し、以下の職務を行わせる。作業主任者が必要な作業は、各添付資料を参照のこと。</p> <p>(a) 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。</p> <p>(b) 取り扱う機械およびその安全装置を点検すること。</p> <p>(c) 取り扱う機械およびその安全装置に異常を認めた場合は、直ちに必要な措置を講ずること。</p> <p>(d) 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。作業指示・命令に従わせること。</p> <p>f. 災害防止責任者（安全担当者）</p> <p>製品および役務等の提供にあたり、作業安全管理計画書に基づく活動を含む災害防止活動の責任者として、原則として作業現場に常駐し、作業全般に亘り、労働または衛生に関する災害防止に関する必要な措置を講じ、作業における災害防止に努める者をいう。作業員が50人未満の場合に限り、現場代理人・現</p>	<p>2024年度の労働災害において、現場指揮者が作業員の不安全行動を制止できなかったことを踏まえ、記載を追加</p>



旧

新

変更理由

供給者（社名）

【 】

現場代理人 現場責任者	現場監督者	現場指揮者	災害防止責任者	作成者

様式-2

作業実施部署（部署名）

【 】

承認	審査	受付
作業総括責任者	作業監理責任者	作業監理員

様式-3

様式-4

供給者（社名）

【 】

現場代理人 現場責任者	現場監督者	現場指揮者	災害防止責任者	作成者

要領安品本部第24号-24 様式-1

供給者（社名）

【 】

現場代理人 現場責任者	現場監督者	現場指揮者	災害防止責任者	作成者

要領安品本部第24号-24 様式-2

作業実施部署（部署名）

【 】

承認	審査	受付
作業総括責任者	作業監理責任者	作業監理員

要領安品本部第24号-24 様式-3

要領安品本部第24号-24 様式-4

供給者（社名）

【 】

現場代理人 現場責任者	現場監督者	現場指揮者	災害防止責任者	作成者

様式に文書番号を追記

様式に文書番号を追記

様式に文書番号を追記

様式に文書番号を追記



旧	新	変更理由
<p style="text-align: center;">資料-1</p> <p>(3) 作業の着手前および作業中において作業単位ごとに指差し呼称を実施する。</p> <p>(4) 常に完全な安全装備（保護具・防護具等）を常備し、これを必要とする作業には必ず作業員に着用させる。</p> <p>(5) 一人作業を禁止する。一人作業とは、以下3条件のすべてを満たす状況をいう。  ・作業員の身体が現場指揮者や他の作業員から見えない。  ・作業員が現場指揮者や他の作業員にすぐに連絡を取れない。  ・万一の場合、作業員が大声を出しても現場指揮者や他の作業員に聞こえない。</p> <p>(6) 距離に隔たりのある2ヶ所以上の間で連絡が必要な場合は、PHS・手旗・無線機等適切な用具を選定し使用する。</p> <p><b>4. 作業場所全般</b></p> <p>(1) 作業区画・標識等により明確にするとともに整理整頓を行い、安全な作業環境を確保する。なお、作業区画・標識等については、作業員以外の者も認識できるよう、見やすい場所へ掲示する。</p> <p>(2) 照度が不十分な資材および設備の陰等において作業を行う場合は照明器具等を用いて必要照度を確保すること。なお、必要照度については安衛則第604条による。</p> <p>(3) 仮設備の設置にあたっては、その構造・強度等を十分に検討し、良否判定を適切に行ったうえで、書面により作業実施部署に連絡し承認を得る。</p> <p>(4) 工具・機材等の仮置きについても同様に当社の承認を得るとともに、整理・整頓を実施後、以下の内容の仮置き標示をして仮置く。  a. 仮置き期間  b. 物品名  c. 現場監督者名  d. 作業実施部署名</p> <p>(5) 作業場の区画標示について、本仕様以外で特に指定がある場合は、ネット、ロープおよびテープ等により作業場区画標示を行う。また、作業区画内における必要な区画・注意札等の設置は、作業場区画設定後、供給者の責任において行う。</p> <p>(6) 作業場内に墜落のおそれのある開口部またはギャップ等がある場合は、仮蓋・手摺等で墜落防止対策を講ずるとともに表示を行う。</p> <p>(7) 足場、手摺、柵および防護ネット等を設置した場合は、明確に表示するとともに担当責任者を定め、撤去・変更等の際には必ず担当責任者の指示に基づき行う。また、仮設足場等を設置する場合には、既設機器および防火設備（消火器・誘導灯等）への接触・干渉（視認性の阻害を含む）がないように管理する。</p> <p>(8) 放射線管理・品質管理、設備の保護等のためにシートによる養生を行う場合で、火気を使用する周辺については、不燃シート（または不燃材）を使用する。</p>	<p style="text-align: center;">資料-1</p> <p>(3) <b>元請会社は、KYの内容が適切になるよう指導を行う。</b></p> <p>(4) 作業の着手前および作業中において作業単位ごとに指差し呼称を実施する。</p> <p>(5) 常に完全な安全装備（保護具・防護具等）を常備し、これを必要とする作業には必ず作業員に着用させる。</p> <p>(6) 一人作業を禁止する。一人作業とは、以下3条件のすべてを満たす状況をいう。  ・作業員の身体が現場指揮者や他の作業員から見えない。  ・作業員が現場指揮者や他の作業員にすぐに連絡を取れない。  ・万一の場合、作業員が大声を出しても現場指揮者や他の作業員に聞こえない。</p> <p>(7) 距離に隔たりのある2ヶ所以上の間で連絡が必要な場合は、PHS・手旗・無線機等適切な用具を選定し使用する。</p> <p><b>4. 作業場所全般</b></p> <p>(1) 作業区画・標識等により明確にするとともに整理整頓を行い、安全な作業環境を確保する。なお、作業区画・標識等については、作業員以外の者も認識できるよう、見やすい場所へ掲示する。</p> <p>(2) 照度が不十分な資材および設備の陰等において作業を行う場合は照明器具等を用いて必要照度を確保すること。なお、必要照度については安衛則第604条による。</p> <p>(3) 仮設備の設置にあたっては、その構造・強度等を十分に検討し、良否判定を適切に行ったうえで、書面により作業実施部署に連絡し承認を得る。</p> <p>(4) 工具・機材等の仮置きについても同様に当社の承認を得るとともに、整理・整頓を実施後、以下の内容の仮置き標示をして仮置く。  a. 仮置き期間  b. 物品名  c. 現場監督者名  d. 作業実施部署名</p> <p>(5) 作業場の区画標示について、本仕様以外で特に指定がある場合は、ネット、ロープおよびテープ等により作業場区画標示を行う。また、作業区画内における必要な区画・注意札等の設置は、作業場区画設定後、供給者の責任において行う。</p> <p>(6) 作業場内に墜落のおそれのある開口部またはギャップ等がある場合は、仮蓋・手摺等で墜落防止対策を講ずるとともに表示を行う。</p> <p>(7) 足場、手摺、柵および防護ネット等を設置した場合は、明確に表示するとともに担当責任者を定め、撤去・変更等の際には必ず担当責任者の指示に基づき行う。また、仮設足場等を設置する場合には、既設機器および防火設備（消火器・誘導灯等）への接触・干渉（視認性の阻害を含む）がないように管理する。</p> <p>(8) 放射線管理・品質管理、設備の保護等のためにシートによる養生を行う場合で、火気を使用する周辺については、不燃シート（または不燃材）を使用する。</p> <p>(9) <b>元請会社（元請会社に指名を受けた1次下請会社含む）は、すべての作業場所について、作業着手前および作業変更の都度、不安全環境がないことを確認する。</b></p>	<p>元請会社がKYの指導をすべき旨を明記</p> <p>元請会社の職員等が毎日現場確認すべき旨を明記</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-2</p> <h3 style="text-align: center;">服装の遵守事項</h3> <p>服装の基準として、保護帽・作業服・安全靴等を標準装備とする。なお、作業環境、作業内容により、適切な保護具を設定し装備して作業を実施すること。</p> <p><b>1. 保護帽（ヘルメット）着用の基準【安衛則538】</b>  事業者は作業のための物体が飛来することにより労働者の危険を及ぼすおそれのあるときは飛来防止の設備を設け、労働者に保護具を使用させるなど当該危険を防止するための措置を講じなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【解説】当社サイト内の作業現場はすべて管理区域内・建屋外等指定された場所を除き原則として保護帽（ヘルメット）着用を標準装備とする。  また、サイト内道路の歩行時においても本設道路（歩道および車道ライン引き完了後の路肩が確保されている部分）を除き、工事用車両等往来が頻繁な場所かつ、バリケード等により安全通路を確保している部分においても安全上を考慮し保護帽着用を標準装備とする。</p> </div> <p>保護帽については<b>施行令第13条</b>により、物体の飛来もしくは落下または墜落による危険を防止するためのものであり、厚生労働大臣が定める規格または安全装置を具備したものでなければならない。  着用義務規定については法の定めにより以下の条文中に基づく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 不整地運搬車関連作業 <span style="float: right;">【安衛則151の52】</span></li> <li>(2) 貨物自動車の荷役作業 <span style="float: right;">【安衛則151の74】</span></li> <li>(3) 明り掘削の作業 <span style="float: right;">【安衛則366】</span></li> <li>(4) ずい道等の建設の作業 <span style="float: right;">【安衛則388】</span></li> <li>(5) 採石作業 <span style="float: right;">【安衛則412】</span></li> <li>(6) はいの上における作業（床面から2メートル以上の場所） <span style="float: right;">【安衛則435】</span></li> <li>(7) 港湾荷役作業 <span style="float: right;">【安衛則464】</span></li> <li>(8) 造林等の作業 <span style="float: right;">【安衛則484】</span></li> <li>(9) 橋梁の上層部で金属製の部材により構成されるものの架設、解体または変更作業 <span style="float: right;">【安衛則517の10】</span></li> <li>(10) コンクリート造の工作物（高さ5メートル以上）の解体または破壊の作業 <span style="float: right;">【安衛則517の19】</span></li> <li>(11) 船台の付近、高層建築場等の上方で他の労働者が作業を行っているところにおいての作業 <span style="float: right;">【安衛則539】</span></li> </ul> <p><b>2. 保護帽着用基準補足</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業者は頭によくあった保護帽を使用し、必ずあご紐を締めること。</li> <li>(2) 保護帽には次の表示をすること。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">資料-2</p> <h3 style="text-align: center;">服装の遵守事項</h3> <p>服装の基準として、保護帽・作業服・安全靴等を標準装備とする。なお、作業環境、作業内容により、適切な保護具を設定し装備して作業を実施すること。</p> <p><b>1. 保護帽（ヘルメット）着用の基準【安衛則538】</b>  事業者は作業のための物体が飛来することにより労働者の危険を及ぼすおそれのあるときは飛来防止の設備を設け、労働者に保護具を使用させるなど当該危険を防止するための措置を講じなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【解説】当社サイト内の作業現場はすべて管理区域内・建屋外等指定された場所を除き原則として保護帽（ヘルメット）着用を標準装備とする。  また、サイト内道路の歩行時においても本設道路（歩道および車道ライン引き完了後の路肩が確保されている部分）を除き、工事用車両等往来が頻繁な場所かつ、バリケード等により安全通路を確保している部分においても安全上を考慮し保護帽着用を標準装備とする。</p> </div> <p>保護帽については<b>安衛法第42条</b>により、物体の飛来もしくは落下または墜落による危険を防止するためのものであり、厚生労働大臣が定める規格または安全装置を具備したものでなければならない。  着用義務規定については法の定めにより以下の条文中に基づく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 不整地運搬車関連作業 <span style="float: right;">【安衛則151の52】</span></li> <li>(2) 貨物自動車の荷役作業 <span style="float: right;">【安衛則151の74】</span></li> <li>(3) 明り掘削の作業 <span style="float: right;">【安衛則366】</span></li> <li>(4) ずい道等の建設の作業 <span style="float: right;">【安衛則388】</span></li> <li>(5) 採石作業 <span style="float: right;">【安衛則412】</span></li> <li>(6) はいの上における作業（床面から2メートル以上の場所） <span style="float: right;">【安衛則435】</span></li> <li>(7) 港湾荷役作業 <span style="float: right;">【安衛則464】</span></li> <li>(8) 造林等の作業 <span style="float: right;">【安衛則484】</span></li> <li>(9) 橋梁の上層部で金属製の部材により構成されるものの架設、解体または変更作業 <span style="float: right;">【安衛則517の10】</span></li> <li>(10) コンクリート造の工作物（高さ5メートル以上）の解体または破壊の作業 <span style="float: right;">【安衛則517の19】</span></li> <li>(11) 船台の付近、高層建築場等の上方で他の労働者が作業を行っているところにおいての作業 <span style="float: right;">【安衛則539】</span></li> </ul> <p><b>2. 保護帽着用基準補足</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業者は頭によくあった保護帽を使用し、必ずあご紐を締めること。</li> <li>(2) 保護帽には次の表示をすること。</li> </ul>	<p>記載の適正化  （根拠法令の修正）</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-5</p> <h3 style="text-align: center;">高所作業の遵守事項</h3> <p>高所作業の遵守事項として、一般高所作業、高所作業車使用作業、移動はしご使用作業、脚立使用作業および足場（移動式足場を含む。）使用作業について規定する。</p> <p><b>1. 一般高所作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 作業床の設置等【安衛則518、519、520】  高さが2m以上の箇所で墜落の危険がある場合には、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。  高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い・手すり・覆い等を設けること。  作業床または囲い等を設ける事が困難である場合は、墜落制止用器具を使用すること。</p> <p>(2) 墜落制止用器具等の取付設備等【安衛則521】  高さが2m以上の箇所において、作業員に墜落制止用器具等を使用させるときは、墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けること。  また、その設備等の異常の有無について、随時点検すること。</p> <p>(3) 悪天候時の作業禁止【安衛則522】  高さが2m以上の箇所において、悪天候のため危険が予想されるときは、作業を実施しないこと。</p> <p>(4) 照度の保持【安衛則523】  高さが2m以上の箇所で作業を行う場合には、作業を安全に行うために必要な照度を保持すること。</p> <p>(5) 立入禁止【安衛則530】  墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、関係者以外の者を立ち入らせないこと。</p> <p><b>2. 一般高所作業の安全対策</b></p> <p>(1) 墜落制止用器具の使用前には点検を行い、異常の無いことを確認すること。  (2) 不要な物品は持ち込まず、作業に使用する工具等は、落下防止の措置を講ずること。  (3) 脚立や踏み台を使用する作業や作業床が2m未満の場合の作業についても、リスクアセスメントを実施すること。</p> <p><b>3. 高所作業車使用作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 就業制限【安衛法61、施行令20】  作業床の高さが10m以上の場合は、「高所作業車運転技能講習」を修了した者でなければ行ってはならない。</p>	<p style="text-align: right;">資料-5</p> <h3 style="text-align: center;">高所作業の遵守事項</h3> <p>高所作業の遵守事項として、一般高所作業、高所作業車使用作業、移動はしご使用作業、脚立使用作業および足場（移動式足場を含む。）使用作業について規定する。</p> <p><b>1. 一般高所作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 作業床の設置等【安衛則518、519、520】  高さが2m以上の箇所で墜落の危険がある場合には、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。  高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い・手すり・覆い等を設けること。  作業床または囲い等を設ける事が困難である場合は、墜落制止用器具を使用すること。</p> <p>(2) 墜落制止用器具等の取付設備等【安衛則521】  高さが2m以上の箇所において、作業員に墜落制止用器具等を使用させるときは、墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けること。  また、その設備等の異常の有無について、随時点検すること。</p> <p>(3) 悪天候時の作業禁止【安衛則522】  高さが2m以上の箇所において、悪天候のため危険が予想されるときは、作業を実施しないこと。</p> <p>(4) 照度の保持【安衛則523】  高さが2m以上の箇所で作業を行う場合には、作業を安全に行うために必要な照度を保持すること。</p> <p>(5) 立入禁止【安衛則530】  墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、<b>立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により</b>関係者以外の者を立ち入らせないこと。</p> <p><b>2. 一般高所作業の安全対策</b></p> <p>(1) 墜落制止用器具の使用前には点検を行い、異常の無いことを確認すること。  (2) 不要な物品は持ち込まず、作業に使用する工具等は、落下防止の措置を講ずること。  (3) 脚立や踏み台を使用する作業や作業床が2m未満の場合の作業についても、リスクアセスメントを実施すること。</p> <p><b>3. 高所作業車使用作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 就業制限【安衛法61、施行令20】  作業床の高さが10m以上の場合は、「高所作業車運転技能講習」を修了した者でなければ行ってはならない。</p>	<p>法令改正に伴う記載の追記</p>

旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-5</p> <p><b>5. 移動はしご使用作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 移動はしご【安衛則527】 移動はしごは丈夫な構造で著しい損傷、腐食等が無いものとする。また、幅は30cm以上とし、すべり止め装置の取付けその他転位を防止するための措置を講ずること。 なお、「転位を防止するために必要な措置」は、はしごの上方を建築物等に取り付けること、他の作業員がはしごの下方を支えること等の措置が含まれる。</p> <p><b>6. 移動はしご使用作業の安全対策</b></p> <p>(1) 移動はしごは、原則として継いで用いることを禁止する。 (2) 移動はしごは、踏み面が床面と水平になるように設置すること。</p> <p><b>7. 脚立使用作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 脚立【安衛則528】 脚立は丈夫な構造で著しい損傷、腐食等が無いものとする。また、脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備え、踏み面は、作業を安全に行うための面積を有していること。</p> <p><b>8. 脚立使用作業の安全対策</b></p> <p>(1) 脚立は床面の安定した場所で使用すること。 (2) 高さが2mを超える場合には、他の作業員に支えてもらうこと。 (3) 脚立には物を置かないこと。 (4) 作業に使用する工具等は、落下防止の措置を講ずること。</p> <p><b>9. 足場（移動式足場を含む。）使用作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 足場組立て等の作業（高さ2m以上の構造の足場）【安衛則564】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>組立て、解体または変更の時期、範囲および順序を労働者に周知すること。</li> <li>作業区域内に関係労働者以外の立入りを禁止すること。</li> <li>強風、大雨、大雪等の悪天候等、危険が予想されるときは作業を中止すること。</li> <li>幅40cm以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難な場合、この限りではない。</li> <li>材料、器具、工具等を上げ下げするときは、つり綱、つり袋等を使用すること。 ただし、これらの落下による危険を及ぼすおそれがない場合、この限りではない。</li> </ol> <p>(2) 足場の組立て等作業主任者の選任【安衛則529、565】 つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場または高さ5メートル以上の構造の足場の組み立て、解体または変更の作業については、「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任し、見やすい箇所に掲示すること。なお、選任を必要としない足場についても、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させること。</p>	<p style="text-align: right;">資料-5</p> <p><b>5. 移動はしご使用作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 移動はしご【安衛則527】 移動はしごは丈夫な構造で著しい損傷、腐食等が無いものとする。また、幅は30cm以上とし、すべり止め装置の取付けその他転位を防止するための措置を講ずること。 なお、「転位を防止するために必要な措置」は、はしごの上方を建築物等に取り付けること、他の作業員がはしごの下方を支えること等の措置が含まれる。</p> <p><b>6. 移動はしご使用作業の安全対策</b></p> <p>(1) 移動はしごは、原則として継いで用いることを禁止する。 (2) 移動はしごは、踏み面が床面と水平になるように設置すること。</p> <p><b>7. 脚立使用作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 脚立【安衛則528】 脚立は丈夫な構造で著しい損傷、腐食等が無いものとする。また、脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備え、踏み面は、作業を安全に行うための面積を有していること。</p> <p><b>8. 脚立使用作業の安全対策</b></p> <p>(1) 脚立は床面の安定した場所で使用すること。 (2) 高さが2mを超える場合には、他の作業員に支えてもらうこと。 (3) 脚立には物を置かないこと。 (4) 作業に使用する工具等は、落下防止の措置を講ずること。</p> <p><b>9. 足場（移動式足場を含む。）使用作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 足場組立て等の作業（高さ2m以上の構造の足場）【安衛則564】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>組立て、解体または変更の時期、範囲および順序を労働者に周知すること。</li> <li><b>立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により</b>、作業区域内に関係労働者以外の立入りを禁止すること。</li> <li>強風、大雨、大雪等の悪天候等、危険が予想されるときは作業を中止すること。</li> <li>幅40cm以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難な場合、この限りではない。</li> <li>材料、器具、工具等を上げ下げするときは、つり綱、つり袋等を使用すること。 ただし、これらの落下による危険を及ぼすおそれがない場合、この限りではない。</li> </ol> <p>(2) 足場の組立て等作業主任者の選任【安衛則529、565】 つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場または高さ5メートル以上の構造の足場の組み立て、解体または変更の作業については、「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任し、見やすい箇所に掲示すること。なお、選任を必要としない足場についても、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させること。</p>	<p>法令改正に伴う記載の追記</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-7</p> <p>(9) 運転の合図【クレーン則25】 クレーン使用作業を行うときは一定の合図を定め、合図者を指名すること。作業員は合図に従い作業を実施すること。</p> <p>(10) 搭乗の制限【クレーン則26】 クレーンにより作業員を運搬またはつり上げないこと。</p> <p>(11) 立入禁止【クレーン則28、29】 クレーン使用作業において危険を生ずるおそれのある箇所およびつり上げられている荷の下には、作業員を立ち入らせないこと。</p> <p>(12) 暴風時における逸走の防止【クレーン則31】 瞬間風速が30m/sを超える風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されている走行クレーンについて、逸走を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(13) 強風時の作業中止【クレーン則31の2】 強風のためクレーン使用作業について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>(14) 運転位置からの離脱の禁止【クレーン則32】 クレーンの運転者は荷をつつたまま、運転位置を離れないこと。</p> <p>(15) 作業開始前の点検【クレーン則36】 クレーン使用作業を開始する前には点検を実施すること。</p> <p>(16) 暴風後等の点検【クレーン則37】 瞬間風速が30m/sを超える風が吹いた後および中震以上の地震の後にクレーン使用作業を行う場合には、クレーン各部分の異常の有無について点検を行うこと。</p> <p>(17) 自主検査等の記録【クレーン則38】 クレーンの点検結果は3年間保存すること。</p> <p><b>3. クレーン使用作業の安全対策</b></p> <p>(1) 隣地において他作業を実施している場合には、連絡を取り合い注意喚起すること。 (2) 運転中は必ず品物の左右両側および高さに注意すること。</p> <p><b>4. 移動式クレーン使用作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 特別教育【クレーン則67】 つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転業務を実施する作業員は、特別教育を受講済であること。</p> <p>(2) 就業制限【クレーン則68】 つり上げ荷重が1t以上の移動式クレーンの運転業務を実施する作業員は、移動式クレーン運転士免許の取得者であること。 ただし、つり上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンについては、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者であること。</p> <p>(3) 検査証の備付け【クレーン則63】 移動式クレーンには検査証を備え付けて置くこと。</p>	<p style="text-align: right;">資料-7</p> <p>(9) 運転の合図【クレーン則25】 クレーン使用作業を行うときは一定の合図を定め、合図者を指名すること。作業員は合図に従い作業を実施すること。</p> <p>(10) 搭乗の制限【クレーン則26】 クレーンにより作業員を運搬またはつり上げないこと。</p> <p>(11) 立入禁止【クレーン則28、29】 クレーン使用作業において危険を生ずるおそれのある箇所およびつり上げられている荷の下には、<b>立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により</b>、作業員を立ち入らせないこと。</p> <p>(12) 暴風時における逸走の防止【クレーン則31】 瞬間風速が30m/sを超える風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されている走行クレーンについて、逸走を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(13) 強風時の作業中止【クレーン則31の2】 強風のためクレーン使用作業について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>(14) 運転位置からの離脱の禁止【クレーン則32】 クレーンの運転者は荷をつつたまま、運転位置を離れないこと。</p> <p>(15) 作業開始前の点検【クレーン則36】 クレーン使用作業を開始する前には点検を実施すること。</p> <p>(16) 暴風後等の点検【クレーン則37】 瞬間風速が30m/sを超える風が吹いた後および中震以上の地震の後にクレーン使用作業を行う場合には、クレーン各部分の異常の有無について点検を行うこと。</p> <p>(17) 自主検査等の記録【クレーン則38】 クレーンの点検結果は3年間保存すること。</p> <p><b>3. クレーン使用作業の安全対策</b></p> <p>(1) 隣地において他作業を実施している場合には、連絡を取り合い注意喚起すること。 (2) 運転中は必ず品物の左右両側および高さに注意すること。</p> <p><b>4. 移動式クレーン使用作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 特別教育【クレーン則67】 つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転業務を実施する作業員は、特別教育を受講済であること。</p> <p>(2) 就業制限【クレーン則68】 つり上げ荷重が1t以上の移動式クレーンの運転業務を実施する作業員は、移動式クレーン運転士免許の取得者であること。 ただし、つり上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンについては、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者であること。</p> <p>(3) 検査証の備付け【クレーン則63】 移動式クレーンには検査証を備え付けて置くこと。</p>	<p>法令改正に伴う記載の追記</p>

旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-7</p> <p>(4) 巻過防止装置の調整【クレーン則65】 移動式クレーンの巻過防止装置を調整すること。</p> <p>(5) 作業の方法等の決定等【クレーン則66の2】 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、作業方法・転倒防止・労働者の配置および指揮系統を定め、作業開始前に作業員に周知すること。</p> <p>(6) 外れ止め装置の使用【クレーン則66の3】 移動式クレーンを使用する場合は、外れ止め装置を使用すること。</p> <p>(7) 過負荷の制限【クレーン則69】 移動式クレーンは定格荷重を超えて使用しないこと。</p> <p>(8) 傾斜角の制限【クレーン則70】 移動式クレーンはクレーン明細書に記載されている傾斜角の範囲を超えて使用しないこと。</p> <p>(9) 定格荷重の表示等【クレーン則70の2】 移動式クレーンには定格荷重の表示をすること。</p> <p>(10) 使用の禁止【クレーン則70の3】 移動式クレーンが転倒するおそれのある場所において、移動式クレーンを使用して作業を行わないこと。ただし、転倒防止措置がとれている場合を除く。</p> <p>(11) アウトリガーの位置【クレーン則70の4】 移動式クレーン転倒防止の措置を採り作業を行う場合には、アウトリガーを移動式クレーンが転倒しない位置に設置すること。</p> <p>(12) アウトリガー等の張り出し【クレーン則70の5】 アウトリガーを有する移動式クレーンまたは拡幅式のクローラを有する移動式クレーンを使用する場合には、アウトリガーまたはクローラを最大限に張り出すこと。</p> <p>(13) 運転の合図【クレーン則71】 移動式クレーン使用作業を行うときは一定の合図を定め、合図者を指名すること。作業員は合図に従い作業を実施すること。</p> <p>(14) 搭乗の制限【クレーン則72】 移動式クレーンにより作業員を運搬またはつり上げないこと。</p> <p>(15) 立入禁止【クレーン則74、74の2】 移動式クレーン使用作業において危険を生ずるおそれのある箇所およびつり上げられている荷の下には、作業員を立ち入らせないこと。</p> <p>(16) 強風時の作業中止【クレーン則74の3】 強風のため移動式クレーン使用作業について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>(17) 運転位置からの離脱の禁止【クレーン則75】 移動式クレーンの運転者は荷をつつたまま、運転位置を離れないこと。</p> <p>(18) 作業開始前の点検【クレーン則78】 移動式クレーン使用作業を開始する前には点検を実施すること。</p>	<p style="text-align: right;">資料-7</p> <p>(4) 巻過防止装置の調整【クレーン則65】 移動式クレーンの巻過防止装置を調整すること。</p> <p>(5) 作業の方法等の決定等【クレーン則66の2】 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、作業方法・転倒防止・労働者の配置および指揮系統を定め、作業開始前に作業員に周知すること。</p> <p>(6) 外れ止め装置の使用【クレーン則66の3】 移動式クレーンを使用する場合は、外れ止め装置を使用すること。</p> <p>(7) 過負荷の制限【クレーン則69】 移動式クレーンは定格荷重を超えて使用しないこと。</p> <p>(8) 傾斜角の制限【クレーン則70】 移動式クレーンはクレーン明細書に記載されている傾斜角の範囲を超えて使用しないこと。</p> <p>(9) 定格荷重の表示等【クレーン則70の2】 移動式クレーンには定格荷重の表示をすること。</p> <p>(10) 使用の禁止【クレーン則70の3】 移動式クレーンが転倒するおそれのある場所において、移動式クレーンを使用して作業を行わないこと。ただし、転倒防止措置がとれている場合を除く。</p> <p>(11) アウトリガーの位置【クレーン則70の4】 移動式クレーン転倒防止の措置を採り作業を行う場合には、アウトリガーを移動式クレーンが転倒しない位置に設置すること。</p> <p>(12) アウトリガー等の張り出し【クレーン則70の5】 アウトリガーを有する移動式クレーンまたは拡幅式のクローラを有する移動式クレーンを使用する場合には、アウトリガーまたはクローラを最大限に張り出すこと。</p> <p>(13) 運転の合図【クレーン則71】 移動式クレーン使用作業を行うときは一定の合図を定め、合図者を指名すること。作業員は合図に従い作業を実施すること。</p> <p>(14) 搭乗の制限【クレーン則72】 移動式クレーンにより作業員を運搬またはつり上げないこと。</p> <p>(15) 立入禁止【クレーン則74、74の2】 移動式クレーン使用作業において危険を生ずるおそれのある箇所およびつり上げられている荷の下には、<b>立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により</b>、作業員を立ち入らせないこと。</p> <p>(16) 強風時の作業中止【クレーン則74の3】 強風のため移動式クレーン使用作業について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>(17) 運転位置からの離脱の禁止【クレーン則75】 移動式クレーンの運転者は荷をつつたまま、運転位置を離れないこと。</p> <p>(18) 作業開始前の点検【クレーン則78】 移動式クレーン使用作業を開始する前には点検を実施すること。</p>	<p>法令改正に伴う記載の追記</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-7</p> <p>(19)自主検査の記録【クレーン則79】 移動式クレーンの点検結果は3年間保存すること。</p> <p><b>5. 移動式クレーン使用作業の安全対策</b></p> <p>(1) 隣地において他作業を実施している場合には、連絡を取り合い注意喚起すること。 (2) 運転中は必ず品物の左右両側および高さに注意すること。</p> <p><b>6. フォークリフト使用作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 就業制限【安衛法61、施行令20】 最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転は、「フォークリフト運転技能講習修了者」でなければ行ってはならない。</p> <p>(2) 作業計画【安衛則151の3】 フォークリフト使用作業に係る場所の広さおよび地形、フォークリフトの能力、荷の種類および形状等に適合する作業計画を定め、作業員に周知すること。</p> <p>(3) 作業指揮者【安衛則151の4】 フォークリフト使用作業時は、作業指揮者を定め、作業計画に基づき作業の指揮を行うこと。</p> <p>(4) 制限速度【安衛則151の5】 フォークリフト使用作業時は、作業に係る場所の広さおよび地形、地盤の状態を考慮した制限速度を定め、運転者はその速度を超えて運転しないこと。</p> <p>(5) 転落等の防止【安衛則151の6】 フォークリフト使用作業時は、転倒または転落による作業員の危険を防止するため必要な措置を講じ、必要により誘導者を配置する。運転者は誘導者が行う誘導に従うこと。</p> <p>(6) 接触の防止【安衛則151の7】 フォークリフト使用作業時は、運転中のフォークリフトまたはその荷に接触することにより作業員に危険が生ずるおそれがある箇所に作業員を立ち入らせないこと。 ただし、誘導者を配置しフォークリフトを誘導させる場合を除く。</p> <p>(7) 合図【安衛則151の8】 フォークリフト使用作業時に誘導者を置くときは、一定の合図を定め、運転者はそれに従うこと。</p> <p>(8) 立入禁止【安衛則151の9】 フォークリフトのフォークに支持されている荷の下に作業員を立ち入らせないこと。</p> <p>(9) 荷の積載【安衛則151の10】 フォークリフトに荷を積載するときは、偏荷重が生じないように積載すること。</p> <p>(10)運転位置から離れる場合の措置【安衛則151の11】 フォークリフト運転者は運転位置から離れる場合、フォークを最低降下位置に置き、原動機を止め、ブレーキ等により逸走防止措置を講ずること。</p> <p>(11)搭乗の制限【安衛則151の13】</p>	<p style="text-align: right;">資料-7</p> <p>(19)自主検査の記録【クレーン則79】 移動式クレーンの点検結果は3年間保存すること。</p> <p><b>5. 移動式クレーン使用作業の安全対策</b></p> <p>(1) 隣地において他作業を実施している場合には、連絡を取り合い注意喚起すること。 (2) 運転中は必ず品物の左右両側および高さに注意すること。</p> <p><b>6. フォークリフト使用作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 就業制限【安衛法61、施行令20】 最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転は、「フォークリフト運転技能講習修了者」でなければ行ってはならない。</p> <p>(2) 作業計画【安衛則151の3】 フォークリフト使用作業に係る場所の広さおよび地形、フォークリフトの能力、荷の種類および形状等に適合する作業計画を定め、作業員に周知すること。</p> <p>(3) 作業指揮者【安衛則151の4】 フォークリフト使用作業時は、作業指揮者を定め、作業計画に基づき作業の指揮を行うこと。</p> <p>(4) 制限速度【安衛則151の5】 フォークリフト使用作業時は、作業に係る場所の広さおよび地形、地盤の状態を考慮した制限速度を定め、運転者はその速度を超えて運転しないこと。</p> <p>(5) 転落等の防止【安衛則151の6】 フォークリフト使用作業時は、転倒または転落による作業員の危険を防止するため必要な措置を講じ、必要により誘導者を配置する。運転者は誘導者が行う誘導に従うこと。</p> <p>(6) 接触の防止【安衛則151の7】 フォークリフト使用作業時は、運転中のフォークリフトまたはその荷に接触することにより作業員に危険が生ずるおそれがある箇所に、<b>立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により</b>、作業員を立ち入らせないこと。 ただし、誘導者を配置しフォークリフトを誘導させる場合を除く。</p> <p>(7) 合図【安衛則151の8】 フォークリフト使用作業時に誘導者を置くときは、一定の合図を定め、運転者はそれに従うこと。</p> <p>(8) 立入禁止【安衛則151の9】 フォークリフトのフォークに支持されている荷の下に、<b>立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により</b>、作業員を立ち入らせないこと。</p> <p>(9) 荷の積載【安衛則151の10】 フォークリフトに荷を積載するときは、偏荷重が生じないように積載すること。</p> <p>(10)運転位置から離れる場合の措置【安衛則151の11】 フォークリフト運転者は運転位置から離れる場合、フォークを最低降下位置に置き、原動機を止め、ブレーキ等により逸走防止措置を講ずること。</p> <p>(11)搭乗の制限【安衛則151の13】</p>	<p>法令改正に伴う記載の追記</p> <p>法令改正に伴う記載の追記</p>



旧	新	変更理由																
<p style="text-align: right;">資料-7</p> <p>10. 重量物運搬時の安全対策  予め路肩の補強・埋設物に対する影響を十分調査・検討し、必要のある場合には仮補強を行う。  また、重量物のつり上げにあたっては、原則としてつり上げ用として設けられたもの以外の構築物の鉄鋼・梁等を使用してはならない。</p> <p>11. 過去に発生した災害における対策の水平展開  (1) ユニック車を使用した作業の取扱い  ①配電線への接触事故  平成13年5月28日に発生した、配電線への接触事故の再発防止対策の内容について、水平展開を図る。ユニック車を使用し作業を実施する場合は、次の措置を講じること。  a. ユニック車の配電線への接触事故防止対策  (a) ユニック車走行時はブームをたたみ走行することとし、ユニック車走行前の確認手順を定めたチェックボードを運転席前面フロントガラスに設置し指差呼称で確認する。  (b) 作業施設への配電線の注意喚起を確実にするため出入口については門型フレーム等堅固な構造の危険表示を設置する。  (c) 資材置場を配電線が通っている場合は、下部を立入禁止とし、通行する場合は、その位置を限定して堅固な構造の危険表示を設置する。  (d) 架空配電線との近接作業時は、監視員を配置する。  b. ユニック車のブーム未格納走行防止対策  (a) ブーム・アウトリガー格納忘れ音声警報装置を取り付ける。または当該装置を取り付けられたユニック車を賃借する。  (b) a. (a)に定めるチェックシートおよび警告板を運転席前面フロントガラスに設置し、指差呼称で確認する。  (c) 定期的に作業手順の再教育を行う。  (d) ブームは車両ごとに格納方向を確認し、出発前に格納状況を確認する。  (e) 外部からの搬入車両等がユニック車の場合は、警報装置の有無を確認し、チェックシートおよび警告板を貸与・使用させるとともに監視員を配置する。  c. チェックボードの例</p> <table border="1" data-bbox="314 1388 943 1526"> <tr><td>ブームは格納したか</td><td>ヨシ！！</td></tr> <tr><td>フックは格納したか</td><td>ヨシ！！</td></tr> <tr><td>アウトリガーは格納したか</td><td>ヨシ！！</td></tr> <tr><td>ブームがセンターに収まっているか</td><td>ヨシ！！</td></tr> </table> <p>※走行する前に必ず全ての項目をチェックすること  ※指差呼称で確実に大きな声で確認すること</p>	ブームは格納したか	ヨシ！！	フックは格納したか	ヨシ！！	アウトリガーは格納したか	ヨシ！！	ブームがセンターに収まっているか	ヨシ！！	<p style="text-align: right;">資料-7</p> <p>(2) 玉掛け作業にあたっては、吊具・治具全体の健全性や使用方法が取扱説明書等に沿ったものであることを、あらかじめ指名された玉掛け技能資格者が作業開始前に確認するとともに、元請会社がその確認状況を把握すること。</p> <p>10. 重量物運搬時の安全対策  予め路肩の補強・埋設物に対する影響を十分調査・検討し、必要のある場合には仮補強を行う。  また、重量物のつり上げにあたっては、原則としてつり上げ用として設けられたもの以外の構築物の鉄鋼・梁等を使用してはならない。</p> <p>11. 過去に発生した災害における対策の水平展開  (1) ユニック車を使用した作業の取扱い  ①配電線への接触事故  平成13年5月28日に発生した、配電線への接触事故の再発防止対策の内容について、水平展開を図る。ユニック車を使用し作業を実施する場合は、次の措置を講じること。  a. ユニック車の配電線への接触事故防止対策  (a) ユニック車走行時はブームをたたみ走行することとし、ユニック車走行前の確認手順を定めたチェックボードを運転席前面フロントガラスに設置し指差呼称で確認する。  (b) 作業施設への配電線の注意喚起を確実にするため出入口については門型フレーム等堅固な構造の危険表示を設置する。  (c) 資材置場を配電線が通っている場合は、下部を立入禁止とし、通行する場合は、その位置を限定して堅固な構造の危険表示を設置する。  (d) 架空配電線との近接作業時は、監視員を配置する。  b. ユニック車のブーム未格納走行防止対策  (a) ブーム・アウトリガー格納忘れ音声警報装置を取り付ける。または当該装置を取り付けられたユニック車を賃借する。  (b) a. (a)に定めるチェックシートおよび警告板を運転席前面フロントガラスに設置し、指差呼称で確認する。  (c) 定期的に作業手順の再教育を行う。  (d) ブームは車両ごとに格納方向を確認し、出発前に格納状況を確認する。  (e) 外部からの搬入車両等がユニック車の場合は、警報装置の有無を確認し、チェックシートおよび警告板を貸与・使用させるとともに監視員を配置する。  c. チェックボードの例</p> <table border="1" data-bbox="1433 1388 2062 1526"> <tr><td>ブームは格納したか</td><td>ヨシ！！</td></tr> <tr><td>フックは格納したか</td><td>ヨシ！！</td></tr> <tr><td>アウトリガーは格納したか</td><td>ヨシ！！</td></tr> <tr><td>ブームがセンターに収まっているか</td><td>ヨシ！！</td></tr> </table> <p>※走行する前に必ず全ての項目をチェックすること  ※指差呼称で確実に大きな声で確認すること</p>	ブームは格納したか	ヨシ！！	フックは格納したか	ヨシ！！	アウトリガーは格納したか	ヨシ！！	ブームがセンターに収まっているか	ヨシ！！	<p>2024年度災害事例を踏まえた記載の追記</p>
ブームは格納したか	ヨシ！！																	
フックは格納したか	ヨシ！！																	
アウトリガーは格納したか	ヨシ！！																	
ブームがセンターに収まっているか	ヨシ！！																	
ブームは格納したか	ヨシ！！																	
フックは格納したか	ヨシ！！																	
アウトリガーは格納したか	ヨシ！！																	
ブームがセンターに収まっているか	ヨシ！！																	



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-8</p> <h3 style="text-align: center;">はい作業の遵守事項</h3> <p>はい作業の遵守事項を規定する。</p> <p><b>1. 法令関係事項</b></p> <p>(1) はい作業主任者の選任【安衛則428】 高さが2m以上のはいのはい付けまたははいくずしの作業については、「はい作業主任者技能講習」の修了者から、はい作業主任者を選任すること。</p> <p>(2) はい作業主任者の職務【安衛則429】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>作業の方法および順序を決定し、作業を直接指揮すること。</li> <li>器具および工具を点検し、不良品を取り除くこと。</li> <li>作業を行う箇所を通行する作業員を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。</li> <li>はいくずしの作業を行うときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に作業の着手を指示すること。</li> <li>はいの昇降設備および保護帽の使用状況を監視すること。</li> </ol> <p>(3) はいの昇降設備【安衛則427】 はいの上で作業を行う場合において、作業箇所の高さが床面から1.5mを超えるときは、安全に昇降するための設備を設け、それを使用すること。</p> <p>(4) はいの間隔【安衛則430】 床面からの高さが2m以上のはいについては、当該はいと隣接するはいの間隔をはいの下端において10cm以上とすること。</p> <p>(5) はいくずし作業【安衛則431】 床面からの高さが2m以上のはいについて、はいくずしの作業を行うときは次の事項を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中抜きしないこと。</li> <li>容器が袋、かますまたは俵である荷により構成されるはいについては、ひな段状にくずし、ひな段の各段の高さは1.5m以下とすること。</li> </ol> <p>(6) はいの崩壊等の危険の防止【安衛則432】 はいの崩壊または荷の落下により作業員に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該はいについて、ロープで縛り、網を張り、くい止めを施した後、はい替えを行う等危険防止の措置を講ずること。</p> <p>(7) 立入禁止【安衛則433】 はい付けまたははいくずしの作業がおこなわれている箇所で、はいの崩壊、荷の落下により作業員に危険を及ぼすおそれのあるところには、関係作業員以外の作業員を立ち入らせないこと。</p> <p>(8) 照度の保持【安衛則434】 はい付けまたははいくずしの作業を行う場所は、作業を安全に行うため必要な照度</p>	<p style="text-align: right;">資料-8</p> <h3 style="text-align: center;">はい作業の遵守事項</h3> <p>はい作業の遵守事項を規定する。</p> <p><b>1. 法令関係事項</b></p> <p>(1) はい作業主任者の選任【安衛則428】 高さが2m以上のはいのはい付けまたははいくずしの作業については、「はい作業主任者技能講習」の修了者から、はい作業主任者を選任すること。</p> <p>(2) はい作業主任者の職務【安衛則429】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>作業の方法および順序を決定し、作業を直接指揮すること。</li> <li>器具および工具を点検し、不良品を取り除くこと。</li> <li>作業を行う箇所を通行する作業員を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。</li> <li>はいくずしの作業を行うときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に作業の着手を指示すること。</li> <li>はいの昇降設備および保護帽の使用状況を監視すること。</li> </ol> <p>(3) はいの昇降設備【安衛則427】 はいの上で作業を行う場合において、作業箇所の高さが床面から1.5mを超えるときは、<b>当該はいを構成する荷によって安全に昇降できる場合を除き</b>、安全に昇降するための設備を設け、それを使用すること。</p> <p>(4) はいの間隔【安衛則430】 床面からの高さが2m以上のはいについては、当該はいと隣接するはいの間隔をはいの下端において10cm以上とすること。</p> <p>(5) はいくずし作業【安衛則431】 床面からの高さが2m以上のはいについて、はいくずしの作業を行うときは次の事項を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中抜きしないこと。</li> <li>容器が袋、かますまたは俵である荷により構成されるはいについては、ひな段状にくずし、ひな段の各段の高さは1.5m以下とすること。</li> </ol> <p>(6) はいの崩壊等の危険の防止【安衛則432】 はいの崩壊または荷の落下により作業員に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該はいについて、ロープで縛り、網を張り、くい止めを施した後、はい替えを行う等危険防止の措置を講ずること。</p> <p>(7) 立入禁止【安衛則433】 はい付けまたははいくずしの作業がおこなわれている箇所で、はいの崩壊、荷の落下により作業員に危険を及ぼすおそれのあるところには、<b>立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により</b>、関係作業員以外の作業員を立ち入らせないこと。</p> <p>(8) 照度の保持【安衛則434】 はい付けまたははいくずしの作業を行う場所は、作業を安全に行うため必要な照度</p>	<p>記載の適正化（より法令に近い記載に改定）</p> <p>法令改正に伴う記載の追記</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-9</p> <p>g. バルブの開閉は、静かに行うこと。  h. 溶解アセチレンの容器は、立てて置くこと。  i. 使用前または使用中の容器とこれら以外の容器との区別を明らかにすること。</p> <p><b>2. ガス溶接作業の安全対策</b></p> <p>(1) 溶接・溶断作業を実施する場合には、保護メガネを使用し、作業状況により保護マスク、前掛、保護手袋、足カバーおよび墜落制止用器具等を使用すること。  (2) 作業服は、破れ・油污れ等のないものを着用すること。  (3) 作業前には溶接器具の点検を確実に行うこと。  (4) 作業場所に油・木くず・塗料・ぼろ等の可燃性・爆発性の物が置かれていないこと。  (5) アセチレンボンベと酸素ボンベは1m以上離して置くこと。</p> <p style="text-align: center;">ガス溶接作業 ボンベ台車（移動型）の一例</p> <p><b>【仕切板について】</b>  高圧ガス保安法等の法令による規定はないが、これまで経験してきた建築工事等の良好事例・災害防止対策により、アセチレン系から酸素容器を保護する目的で仕切板の設置を推奨している。  仕切板は鉄板を使用し、厚さは、6mm以上とすること。  【参考引用】：東京電力柏崎刈羽原子力発電所安全安全テキスト</p> <p><b>【参考】</b>  アセチレンは非常に不安定なガスで、圧縮したり衝撃を与えると自己分解を起こして自然発火・爆発の危険性があるため、容器内にマスと呼ばれる多孔質物質（ゼオライト等）を充填しており、それにアセチレンまたはDMFが吸着されています。  アセチレンがアセトンやDMFに非常に良く溶解する特性を利用して、容器中に加圧溶解させて充填されています。  このためアセチレン容器を横に（転倒）すると、アセトンまたはDMFが放出して危険です。  誤って、転倒してしまった場合には、速やかに使用を止め、容器弁を閉止して下さい。  また、再度使用する場合は、容器を立てた後、内部のアセトン等が安定するまで（5分程度）待ってから使用して下さい。</p> <p><b>3. アーク溶接作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 特別教育【安衛則36】  アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の作業を実施する作業員は、特別教育を受講済であること。</p> <p>(2) 特定化学物質作業主任者の選任、氏名等の周知【特化則27、28】【安衛則18】</p> <p>a. 溶接ヒュームが特定化学物質（管理第2類物質）に位置付けられることから、アーク溶接作業を行うときは、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」の修了者から、特定化学物質作業主任者を選任すること。</p> <p>b. 作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の会社名、氏名、その者に行わせる事項および社名を作業場の見易い箇所に掲示する等により関係作業員に周知すること。  この場合、腕章または特別な帽子であっても差支えないものとする。</p>	<p style="text-align: right;">資料-9</p> <p>g. バルブの開閉は、静かに行うこと。  h. 溶解アセチレンの容器は、立てて置くこと。  i. 使用前または使用中の容器とこれら以外の容器との区別を明らかにすること。</p> <p><b>2. ガス溶接作業の安全対策</b></p> <p>(1) 溶接・溶断作業を実施する場合には、保護メガネを使用し、作業状況により保護マスク、前掛、保護手袋、足カバーおよび墜落制止用器具等を使用すること。  (2) 作業服は、破れ・油污れ等のないものを着用すること。  (3) 作業前には溶接器具の点検を確実に行うこと。  (4) 作業場所に油・木くず・塗料・ぼろ等の可燃性・爆発性の物が置かれていないこと。  (5) アセチレンボンベと酸素ボンベは1m以上離して置くこと。</p> <p style="text-align: center;">ガス溶接作業 ボンベ台車（移動型）の一例</p> <p><b>【仕切板について】</b>  高圧ガス保安法等の法令による規定はないが、これまで経験してきた建築工事等の良好事例・災害防止対策により、アセチレン系から酸素容器を保護する目的で仕切板の設置を推奨している。  仕切板は鉄板を使用し、厚さは、6mm以上とすること。  【参考引用】：東京電力柏崎刈羽原子力発電所安全安全テキスト</p> <p><b>【参考】</b>  アセチレンは非常に不安定なガスで、圧縮したり衝撃を与えると自己分解を起こして自然発火・爆発の危険性があるため、容器内にマスと呼ばれる多孔質物質（ゼオライト等）を充填しており、それにアセチレンまたはDMFが吸着されています。  アセチレンがアセトンやDMFに非常に良く溶解する特性を利用して、容器中に加圧溶解させて充填されています。  このためアセチレン容器を横に（転倒）すると、アセトンまたはDMFが放出して危険です。  誤って、転倒してしまった場合には、速やかに使用を止め、容器弁を閉止して下さい。  また、再度使用する場合は、容器を立てた後、内部のアセトン等が安定するまで（5分程度）待ってから使用して下さい。</p> <p><b>3. アーク溶接作業の法令関係事項</b></p> <p>(1) 特別教育【安衛則36】  アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の作業を実施する作業員は、特別教育を受講済であること。</p> <p>(2) 特定化学物質作業主任者の選任、氏名等の周知【特化則27、28】【安衛則18】</p> <p>a. 溶接ヒュームが特定化学物質（管理第2類物質）に位置付けられることから、アーク溶接作業を行うときは、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」の修了者から、特定化学物質作業主任者を選任し、<b>法令で定められた職務を行わせること。</b></p> <p>b. 作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の会社名、氏名、その者に行わせる事項および社名を作業場の見易い箇所に掲示する等により関係作業員に周知すること。  この場合、腕章または特別な帽子であっても差支えないものとする。</p> <p>(3) <b>金属アーク溶接等作業主任者の選任、氏名等の周知【特化則27条2項】</b></p> <p>a. <b>金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業については、「金属アーク</b></p>	<p>記載の適正化（より法令に近い記載に改定）</p> <p>法令改正に伴う記載の追記</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-9</p> <p>(3) 強烈な光線を発散する場所【安衛則325】 アーク溶接は強烈な光線を発散するため、作業場所を区画すること。 また、適当な保護具を着用すること。</p> <p>(4) 溶接棒等のホルダー【安衛則331】 アーク溶接作業に使用する溶接棒等のホルダーについては、日本産業規格に適合するものまたは同等以上の絶縁効力および耐熱性を有するものを使用すること。</p> <p>(5) 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置【安衛則332】 安衛則に基づく一定の危険な場所において交流アーク溶接の作業を行うときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用すること。</p> <p>(6) 電気機械器具等の使用前点検等【安衛則352】 溶接棒ホルダー、自動電撃防止装置、感電防止用漏電しゃ断器、移動電線、接続器具等を使用開始前に点検すること。</p> <p>(7) 掲示【粉じん則23の2】 アーク溶接作業を実施する場所には、次の事項について見易い場所に掲示すること。 a. 粉じん作業（アーク溶接等作業）を行う作業場である旨 b. 粉じん作業により生ずるおそれのある疾病の種類およびその症状 c. 粉じん等（溶接ヒューム）の取扱い上の注意事項 d. 有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨および使用するべき呼吸用保護具</p> <p>(8) 特化則に基づく措置 アーク溶接作業で発生する溶接ヒュームは特定化学物質管理第2類物質に該当することから、アーク溶接作業にあたっては添付資料-12を合わせて参照のうえ、別途特化則に基づく措置を講じること。</p> <p><b>4. アーク溶接作業の安全対策</b> (1) 作業休止の際は、電源スイッチを切るなどの措置を講じること。 (2) 保護面は常に清潔に保ち、ひび割れや隙間から光線が入らないようにすること。</p> <p><b>5. 火気等の管理に関する法令関係事項</b> (1) 危険物等がある場所における火気等の使用禁止【安衛則279】 溶接・溶断作業は、危険物以外の可燃性の粉じん、火薬類、多量の易燃性の物または危険物が存在して爆発または火災が生じるおそれのある場所では行ってはならない。</p> <p>(2) 油類等の存在する配管又は容器の溶接等【安衛則285】</p>	<p style="text-align: right;">資料-9</p> <p style="color: red;">溶接等作業主任者限定技能講習修了者」のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任し、法令で定められた職務を行わせること。</p> <p style="color: red;">b. 作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の会社名、氏名、その者に行わせる事項及び社名を作業場の見易い箇所に掲示する等により関係作業者に周知すること。</p> <p>(4) 強烈な光線を発散する場所【安衛則325】 アーク溶接は強烈な光線を発散するため、作業場所を区画すること。 また、適当な保護具を着用すること。</p> <p>(5) 溶接棒等のホルダー【安衛則331】 アーク溶接作業に使用する溶接棒等のホルダーについては、日本産業規格に適合するものまたは同等以上の絶縁効力および耐熱性を有するものを使用すること。</p> <p>(6) 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置【安衛則332】 安衛則に基づく一定の危険な場所において交流アーク溶接の作業を行うときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用すること。</p> <p>(7) 電気機械器具等の使用前点検等【安衛則352】 溶接棒ホルダー、自動電撃防止装置、感電防止用漏電しゃ断器、移動電線、接続器具等を使用開始前に点検すること。</p> <p>(8) 掲示【粉じん則23の2】 アーク溶接作業を実施する場所には、次の事項について見易い場所に掲示すること。 a. 粉じん作業（アーク溶接等作業）を行う作業場である旨 b. 粉じん作業により生ずるおそれのある疾病の種類およびその症状 c. 粉じん等（溶接ヒューム）の取扱い上の注意事項 d. <b>粉じん則23条の2の4項に定める場合においては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨および使用するべき呼吸用保護具</b></p> <p>(9) 特化則に基づく措置 アーク溶接作業で発生する溶接ヒュームは特定化学物質管理第2類物質に該当することから、アーク溶接作業にあたっては添付資料-12を合わせて参照のうえ、別途特化則に基づく措置を講じること。</p> <p><b>4. アーク溶接作業の安全対策</b> (1) 作業休止の際は、電源スイッチを切るなどの措置を講じること。 (2) 保護面は常に清潔に保ち、ひび割れや隙間から光線が入らないようにすること。</p> <p><b>5. 火気等の管理に関する法令関係事項</b> (1) 危険物等がある場所における火気等の使用禁止【安衛則279】 溶接・溶断作業は、危険物以外の可燃性の粉じん、火薬類、多量の易燃性の物または危険物が存在して爆発または火災が生じるおそれのある場所では行ってはならない。<b>また、作業者はその場所において、その点火源となるおそれのある機械等または火気を使用してはならない。</b></p> <p>(2) 油類等の存在する配管又は容器の溶接等【安衛則285】</p>	<p>法令改正に伴う記載の追記</p> <p>記載の適正化（より法令に近い記載に改定）</p> <p>法令改正に伴う記載の追記</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-11</p> <p>(3) 容器への表示・確認等 表示対象物質に指定されている有機溶剤を購入した際、次の事項について確認または表示を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 当該容器にGHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく所定の絵表示がなされていることの確認。</li> <li>b. 当該物質を小分けする場合の小分け容器への同様の表示。</li> <li>c. 当該物質を他者（他部署または関係請負人等）に譲渡する場合の容器への同様の表示。</li> </ol> <p>(4) SDSによる情報提供 有機溶剤を購入または譲渡・提供する場合は、次の事項を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 購入時SDSを確認し、不備があれば修正を求める。</li> <li>b. SDS受領にあたっては書面または電子データにて入手する。</li> <li>c. 当該物質を他者（他部署または関係請負人等）に譲渡・提供する場合は、併せて当該SDSを提供する。</li> <li>d. 当該物質の取扱いに係るSDSは、納入者または製造者から入手したSDSを用いる。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【解説】同一物質に対するSDSであっても製造者により記載内容が異なることから、納入者または製造者のSDSを利用するものとする。</p> </div> <p>(5) 情報等の周知【安衛法57の2、101】 次の事項について作業場所に常時掲示し、または備え付けることにより作業者に分かり易い方法で作業者に周知すること。</p> <p>なお、周知にあたってはGHS、SDS等の表示または文書を利用すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 名称</li> <li>b. 成分およびその含有量</li> <li>c. 物理的および化学的性質</li> <li>d. 人体に及ぼす作用</li> <li>e. 貯蔵または取扱い上の注意</li> <li>f. 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置</li> <li>g. 危険性または有害性の要約</li> <li>h. 安定性および反応性</li> <li>i. 適用される法令</li> <li>j. 当該作業において注意すべき安全衛生に関する事項</li> <li>k. 当該作業について講じた安全衛生を確保するための措置</li> </ol> <p>6. 資機材</p> <p>(1) 有機溶剤等の貯蔵【有機則35】 有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみだし、または発散するおそれのないふたまたは栓をした堅固な容器を用いるとともに、貯蔵場所には次の設備を設けること。</p>	<p style="text-align: right;">資料-11</p> <p>(3) 容器への表示・確認等 表示対象物質に指定されている有機溶剤を購入した際、次の事項について確認または表示を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 当該容器にGHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく所定の絵表示がなされていることの確認。</li> <li>b. 当該物質を小分けする場合の小分け容器への同様の表示。</li> <li>c. 当該物質を他者（他部署または関係請負人等）に譲渡する場合の容器への同様の表示。</li> </ol> <p>(4) SDSによる情報提供 有機溶剤を購入または譲渡・提供する場合は、次の事項を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 購入時SDSを確認し、不備があれば修正を求める。</li> <li>b. SDS受領にあたっては書面または電子データにて入手する。</li> <li>c. 当該物質を他者（他部署または関係請負人等）に譲渡・提供する場合は、併せて当該SDSを提供する。</li> <li>d. 当該物質の取扱いに係るSDSは、納入者または製造者から入手したSDSを用いる。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【解説】同一物質に対するSDSであっても製造者により記載内容が異なることから、納入者または製造者のSDSを利用するものとする。</p> </div> <p>(5) 情報等の周知【安衛法57の2】 次の事項について作業場所に常時掲示し、または備え付けることにより作業者に分かり易い方法で作業者に周知すること。</p> <p>なお、周知にあたってはGHS、SDS等の表示または文書を利用すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 名称</li> <li>b. 成分およびその含有量</li> <li>c. 物理的および化学的性質</li> <li>d. 人体に及ぼす作用</li> <li>e. 貯蔵または取扱い上の注意</li> <li>f. 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置</li> <li>g. 危険性または有害性の要約</li> <li>h. 安定性および反応性</li> <li>i. 適用される法令</li> <li>j. 当該作業において注意すべき安全衛生に関する事項</li> <li>k. 当該作業について講じた安全衛生を確保するための措置</li> </ol> <p>6. 資機材</p> <p>(1) 有機溶剤等の貯蔵【有機則35】 有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみだし、または発散するおそれのないふたまたは栓をした堅固な容器を用いるとともに、貯蔵場所には次の設備を設けること。</p>	<p>記載の適正化（より法令に近い記載に改定）</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-11</p> <p><b>8. 定期自主検査</b></p> <p>(1) 自主検査の周期と内容【有機則20、20条の2】  局所排気装置等については、1年以内ごとに1回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行うこと。  なお、1年を超える期間使用しない場合は、定期自主検査を行う必要はないが、再びその使用を開始する際には、各事項について自主検査を行うこと。</p> <p>a. 局所排気装置</p> <p>(a)フード、ダクトおよびファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無およびその程度  (b)ダクトおよび排風機におけるじんあいのたい積状態  (c)排風機の注油状態  (d)ダクトの接続部における緩みの有無  (e)電動機とファンとを連結するベルトの作動状態  (f)吸気および排気的能力  (g)性能を保持するため必要な事項</p> <p>b. プッシュプル型換気装置</p> <p>(a)フード、ダクトおよびファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無およびその程度  (b)ダクトおよび排風機におけるじんあいのたい積状態  (c)送風機および排風機の注油状態  (d)ダクトの接続部における緩みの有無  (e)電動機とファンとを連結するベルトの作動状態  (f)送気、吸気および排気的能力  (g)性能を保持するため必要な事項</p> <p>(2) 定期自主検査の記録【有機則21】  定期自主検査を行った場合、次の事項を記録し3年間保存すること。</p> <p>(a)検査年月日  (b)検査方法  (c)検査箇所  (d)検査の結果  (e)検査を実施した者の氏名  (f)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときはその内容</p> <p><b>9. 化学物質取扱に係る作業上の注意等</b>  次の事項は化学物質全般についての注意事項であるが、それぞれの物質についての取扱い上の留意点は、その物質のSDSによって確認すること。</p> <p>(1) 作業前確認</p> <p>a. 作業で取扱う物質の有害性を認識し、漏えい等の異常時の対応措置を事前に確認すること。</p>	<p style="text-align: right;">資料-11</p> <p><b>8. 定期自主検査</b></p> <p>(1) 自主検査の周期と内容【有機則20、20条の2】  局所排気装置等については、1年以内ごとに1回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行うこと。  なお、1年を超える期間使用しない場合は、定期自主検査を行う必要はないが、再びその使用を開始する際には、各事項について自主検査を行うこと。</p> <p>a. 局所排気装置</p> <p>(a)フード、ダクトおよびファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無およびその程度  (b)ダクト、送風機および排風機におけるじんあいのたい積状態  (c)排風機の注油状態  (d)ダクトの接続部における緩みの有無  (e)電動機とファンとを連結するベルトの作動状態  (f)吸気および排気的能力  (g)性能を保持するため必要な事項</p> <p>b. プッシュプル型換気装置</p> <p>(a)フード、ダクトおよびファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無およびその程度  (b)ダクト、送風機および排風機におけるじんあいのたい積状態  (c)送風機および排風機の注油状態  (d)ダクトの接続部における緩みの有無  (e)電動機とファンとを連結するベルトの作動状態  (f)送気、吸気および排気的能力  (g)性能を保持するため必要な事項</p> <p>(2) 定期自主検査の記録【有機則21】  定期自主検査を行った場合、次の事項を記録し3年間保存すること。</p> <p>(a)検査年月日  (b)検査方法  (c)検査箇所  (d)検査の結果  (e)検査を実施した者の氏名  (f)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときはその内容</p> <p><b>9. 化学物質取扱に係る作業上の注意等</b>  次の事項は化学物質全般についての注意事項であるが、それぞれの物質についての取扱い上の留意点は、その物質のSDSによって確認すること。</p> <p>(1) 作業前確認</p> <p>a. 作業で取扱う物質の有害性を認識し、漏えい等の異常時の対応措置を事前に確認すること。</p>	<p>記載の適正化（より法令に近い記載に改定）</p> <p>記載の適正化（より法令に近い記載に改定）</p>

旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-12</p> <p>g. 硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【解説】この届出は、労働安全衛生マネジメントシステムを実施し、所定の条件を満たしていることについて、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合には、免除される。【労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について（平成18年2月24日付け基発第0224003号）】</p> </div> <p><b>2. 作業環境測定</b></p> <p>(1) 作業環境測定の実施【特化則36】</p> <p>第一類および第二類の特定化学物質を取扱う作業場においては、6ヶ月以内ごとに一回、定期的に、第一類物質（令別表第3第1号8に掲げる物を除く。）または第二類物質（特化則別表第1に掲げる物を除く。）の空気中における濃度を測定すること。</p> <p>(2) 作業環境測定結果の記録【特化則36】</p> <p>前項の規定により測定を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを3年間保存すること。</p> <p>また、測定対象物質が特別管理物質の場合の保存年数は30年間とする。</p> <p>a. 測定日時 b. 測定方法 c. 測定箇所 d. 測定条件 e. 測定結果 f. 測定を実施した者の氏名 g. 測定結果に基づいて当該物質による作業者の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要</p> <p>(3) 測定結果の評価【特化則36の2】</p> <p>作業環境の測定結果について作業環境評価基準に従って、第一管理区分、第二管理区分または第三管理区分に区分して評価し、その結果について次の事項を記録し、これを3年間保存すること。</p> <p>また、測定対象物質が特別管理物質の場合の保存年数は30年間とする。</p> <p>a. 評価日時 b. 評価箇所 c. 評価結果 d. 評価を実施した者の氏名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【解説】測定記録の保存年数が30年の物で、評価の保存年数が30年ではない物もあるが、管理を単純化するため特別管理物質については、測定記録も評価の記録も30年としている。</p> </div>	<p style="text-align: right;">資料-12</p> <p>g. 硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【解説】この届出は、労働安全衛生マネジメントシステムを実施し、所定の条件を満たしていることについて、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合には、免除される。【労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について（平成18年2月24日付け基発第0224003号）】</p> </div> <p><b>2. 作業環境測定</b></p> <p>(1) 作業環境測定の実施【特化則36】</p> <p>第一類および第二類の特定化学物質を取扱う作業場においては、6ヶ月以内ごとに一回、定期的に、第一類物質（令別表第3第1号8に掲げる物を除く。）または第二類物質（特化則別表第1に掲げる物を除く。）の空気中における濃度を測定すること。</p> <p>(2) 作業環境測定結果の記録【特化則36】</p> <p>前項の規定により測定を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを3年間保存すること。</p> <p>また、測定対象物質が特別管理物質の場合の保存年数は30年間とする。</p> <p>a. 測定日時 b. 測定方法 c. 測定箇所 d. 測定条件 e. 測定結果 f. 測定を実施した者の氏名 g. 測定結果に基づいて当該物質による作業者の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要</p> <p>(3) 測定結果の評価【特化則36の2】</p> <p>作業環境の測定結果について作業環境評価基準に従って、第一管理区分、第二管理区分または第三管理区分に区分して評価し、その結果について次の事項を記録し、これを3年間保存すること。</p> <p>また、測定対象物質が特別管理物質の場合の保存年数は30年間とする。</p> <p>a. 評価日時 b. 評価箇所 c. 評価結果 d. 評価を実施した者の氏名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【解説】測定記録の保存年数が30年の物で、評価の保存年数が30年ではない物もあるが、管理を単純化するため特別管理物質については、測定記録も評価の記録も30年としている。</p> </div>	<p style="text-align: center;">記載の適正化（個所→箇所）</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-12</p> <p>(3) 保護衣等【特化則44】            特定化学物質等で皮膚に障害を与え、もしくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを取扱う作業またはこれらの周辺で行われる作業に従事する作業者に使用させるため、不浸透性の保護衣、保護手袋および保護長靴ならびに塗布剤を備え付けること。</p> <p>(4) 保護具の数等【特化則45】            呼吸用保護具、保護衣等について、作業者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。</p> <p>(5) 事故時の場合の退避等【特化則23】</p> <p>a. 第三類物質等が漏えいした場合において作業者が健康障害を受けるおそれのあるときは、作業者を作業場等から退避させること。</p> <p>b. 前項の場合には、作業者が第三類物質等による健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの間、作業場等に関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見易い箇所に表示すること。</p> <p><b>5. 作業場所への表示、掲示</b></p> <p>(1) 立入禁止措置【特化則24】            次の作業場等に関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見易い箇所に表示すること。</p> <p>a. 第一類物質または第二類物質を取扱う作業場</p> <p>b. 第三類物質等を合計100リットル以上取扱うもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【解説】合計100リットル以上取扱うものとは、作業場における第三類物質の最大停滞量が、15℃、1気圧において、液状のものであれば100リットル以上であり、気体状のものであれば50立方メートル以上である。</p> </div> <p>(2) 作業場所への掲示【特化則38の3】            「<b>特別管理物質</b>」を取扱う作業場に、次の事項を作業に従事する作業者が見易い箇所に掲示すること。</p> <p>a. <b>特別管理物質</b>の名称</p> <p>b. <b>特別管理物質</b>により生ずるおそれのある疾病の種類およびその症状</p> <p>c. <b>特別管理物質</b>の取扱い上の注意事項</p> <p>d. 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具等を使用しなければならない旨および使用すべき保護具等</p> <p>(a) 特化則第6条の3第1項の許可に係る作業場であつて、特化則第36条第1項の測定の結果の評価が特化則第36条の2第1項の第一管理区分でなかった作業場および第一管理区分を維持できないおそれのある作業場</p> <p>(b) 特化則第36条の3第1項の場所</p> <p>(c) 特化則第38条の7第1項第2号の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場</p>	<p style="text-align: right;">資料-12</p> <p>(3) 保護衣等【特化則44】            特定化学物質等で皮膚に障害を与え、もしくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを取扱う作業またはこれらの周辺で行われる作業に従事する作業者に使用させるため、不浸透性の保護衣、保護手袋および保護長靴ならびに塗布剤を備え付けること。</p> <p>(4) 保護具の数等【特化則45】            呼吸用保護具、保護衣等について、作業者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。</p> <p>(5) 事故時の場合の退避等【特化則23】</p> <p>a. 第三類物質等が漏えいした場合において作業者が健康障害を受けるおそれのあるときは、作業者を作業場等から退避させること。</p> <p>b. 前項の場合には、作業者が第三類物質等による健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの間、作業場等に関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見易い箇所に表示すること。</p> <p><b>5. 作業場所への表示、掲示</b></p> <p>(1) 立入禁止措置【特化則24】            次の作業場等に関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見易い箇所に表示すること。</p> <p>a. 第一類物質または第二類物質を取扱う作業場</p> <p>b. 第三類物質等を合計100リットル以上取扱うもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【解説】合計100リットル以上取扱うものとは、作業場における第三類物質の最大停滞量が、15℃、1気圧において、液状のものであれば100リットル以上であり、気体状のものであれば50立方メートル以上である。</p> </div> <p>(2) 作業場所への掲示【特化則38の3】            「<b>特定化学物質</b>」を取扱う作業場に、次の事項を作業に従事する作業者が見易い箇所に掲示すること。</p> <p>a. <b>特定化学物質</b>の名称</p> <p>b. <b>特定化学物質</b>により生ずるおそれのある疾病の種類およびその症状</p> <p>c. <b>特定化学物質</b>の取扱い上の注意事項</p> <p>d. 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具等を使用しなければならない旨および使用すべき保護具等</p> <p>(a) 特化則第6条の3第1項の許可に係る作業場であつて、特化則第36条第1項の測定の結果の評価が特化則第36条の2第1項の第一管理区分でなかった作業場および第一管理区分を維持できないおそれのある作業場</p> <p>(b) 特化則第36条の3第1項の場所</p> <p>(c) 特化則第38条の7第1項第2号の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場</p>	<p>記載の適正化（より法令に近い記載に改定）</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-12</p> <p>(6) 情報等の周知【安衛法57の2、101】  次の事項について作業場所に常時掲示し、または備え付けることにより作業者に分かり易い方法で作業者に周知すること。  なお、周知にあたってはGHS、SDS等の表示または文書を利用すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 名称</li> <li>b. 成分およびその含有量</li> <li>c. 物理的および化学的性質</li> <li>d. 人体に及ぼす作用</li> <li>e. 貯蔵または取扱い上の注意</li> <li>f. 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置</li> <li>g. 危険性または有害性の要約</li> <li>h. 安定性および反応性</li> <li>i. 適用される法令</li> <li>j. 通知を行う者の氏名（法人にあつてはその名称）、住所および電話番号</li> <li>k. その他参考となる事項</li> </ol> <p>(7) バルブ等の開閉方向の表示等【特化則15】  特定化学設備のバルブまたはこれら进行操作するためのスイッチ等について、誤操作による漏えいを防止するため、次の措置を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 開閉の方向表示</li> <li>b. 色分け、形状による区分等（ただし、色分けのみでは不可）</li> </ol> <p>(8) 送給原材料等の表示【特化則17】  誤操作による漏えい等を防止するため、作業者が見易い位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。</p> <p><b>6. 資機材</b></p> <p>(1) ぼろ等の処理【特化則12の2】  特定化学物質等により汚染されたぼろ、紙くず等について、作業者の汚染防止のため、ふたまたは栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じること。</p> <p>(2) 容器等【特化則25】  特定化学物質等を運搬または貯蔵するときは、次の措置を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 特定化学物質等が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、または確実な包装をすること。</li> <li>b. 容器または包装の見易い箇所に物質名および取扱い上の注意事項を表示すること。</li> <li>c. 保管は一定の場所を定めておくこと。</li> <li>d. 特定化学物質等の運搬、貯蔵のために使用した容器または包装については、当該物が発散しないような措置を講じ、保管するときは一定の場所を定め、集積すること。</li> <li>e. 集積場所の見易い箇所に当該物質管理者名、当該物質名、集積量を表示すること。</li> <li>f. 特別有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 関係労働者以外の労働者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備</li> <li>(b) 特別有機溶剤または有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備</li> </ol> </li> </ol>	<p style="text-align: right;">資料-12</p> <p>(6) 情報等の周知【安衛法57の2、101】  次の事項について作業場所に常時掲示し、または備え付けることにより作業者に分かり易い方法で作業者に周知すること。  なお、周知にあたってはGHS、SDS等の表示または文書を利用すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 名称</li> <li>b. 成分およびその含有量</li> <li>c. 物理的および化学的性質</li> <li>d. 人体に及ぼす作用</li> <li>e. 貯蔵または取扱い上の注意</li> <li>f. 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置</li> <li>g. 危険性または有害性の要約</li> <li>h. 安定性および反応性</li> <li>i. 適用される法令</li> <li>j. 通知を行う者の氏名（法人にあつてはその名称）、住所および電話番号</li> <li>k. その他参考となる事項</li> </ol> <p>(7) バルブ等の開閉方向の表示等【特化則15】  特定化学設備のバルブまたはこれら进行操作するためのスイッチ等について、誤操作による漏えいを防止するため、次の措置を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 開閉の方向表示</li> <li>b. 色分け、形状による区分等（ただし、色分けのみでは不可）</li> </ol> <p>(8) 送給原材料等の表示【特化則17】  誤操作による漏えい等を防止するため、作業者が見易い位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。</p> <p><b>6. 資機材</b></p> <p>(1) ぼろ等の処理【特化則12の2】  特定化学物質等により汚染されたぼろ、紙くず等について、作業者の汚染防止のため、ふたまたは栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じること。</p> <p>(2) 容器等【特化則25】  特定化学物質等を運搬または貯蔵するときは、次の措置を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 特定化学物質等が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、または確実な包装をすること。</li> <li>b. 容器または包装の見易い箇所に物質名および取扱い上の注意事項を表示すること。</li> <li>c. 保管は一定の場所を定めておくこと。</li> <li>d. 特定化学物質等の運搬、貯蔵のために使用した容器または包装については、当該物が発散しないような措置を講じ、保管するときは一定の場所を定め、集積すること。</li> <li>e. 集積場所の見易い箇所に当該物質管理者名、当該物質名、集積量を表示すること。</li> <li>f. 特別有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 関係労働者以外の労働者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備</li> </ol> </li> </ol>	<p>記載の適正化（誤記修正）</p> <p>記載の適正化（誤記修正）</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-12</p> <p>d. 前項に規定する措置を講じたときは、その効果を確認するため、b. の作業場について、同行の規定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定すること。</p> <p>e. 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。</p> <p>f. 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についてのb. およびd. の規定による測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。</p> <p>g. 前項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、一年以内ごとに一回、定期的に当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。</p> <p>h. b. またはd. の規定による測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録し、それを当該測定に係る金属アーク溶接等作業の方法を用いなくなった日から起算して三年間保存すること。</p> <p>(a) 測定日時 (b) 測定方法 (c) 測定箇所 (d) 測定条件 (e) 測定結果 (f) 測定を実施した者の氏名 (g) 測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要 (h) 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要</p> <p>i. 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗<del>当</del>粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上掃除すること。</p> <p>j. 労働者は、e. またはf. の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用すること。</p> <p><b>10. 化学物質取扱に係る作業上の注意等</b> 次の事項は化学物質全般についての注意事項であるが、それぞれの物質についての取扱い上の留意点は、その物質のSDSによって確認すること。</p> <p>(1) 作業前確認</p> <p>a. 作業で取扱う物質の有害性を認識し、漏えい等の異常時の対応措置を事前に確認すること。</p> <p>b. 保護具は化学物質、危険物に応じた適切なものを着用し、目詰まり、捕集効率の劣化したものは使用しないこと。</p> <p>c. 配管・バルブ等の解体作業時は、事前に系統の隔離済み（隔離票の確認）を確認すること。</p>	<p style="text-align: right;">資料-12</p> <p>d. 前項に規定する措置を講じたときは、その効果を確認するため、b. の作業場について、同行の規定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定すること。</p> <p>e. 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。</p> <p>f. 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についてのb. およびd. の規定による測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。</p> <p>g. 前項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、一年以内ごとに一回、定期的に当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。</p> <p>h. b. またはd. の規定による測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録し、それを当該測定に係る金属アーク溶接等作業の方法を用いなくなった日から起算して三年間保存すること。</p> <p>(a) 測定日時 (b) 測定方法 (c) 測定箇所 (d) 測定条件 (e) 測定結果 (f) 測定を実施した者の氏名 (g) 測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要 (h) 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要</p> <p>i. 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗<del>等</del>粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上掃除すること。</p> <p>j. 労働者は、e. またはf. の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用すること。</p> <p><b>10. 化学物質取扱に係る作業上の注意等</b> 次の事項は化学物質全般についての注意事項であるが、それぞれの物質についての取扱い上の留意点は、その物質のSDSによって確認すること。</p> <p>(1) 作業前確認</p> <p>a. 作業で取扱う物質の有害性を認識し、漏えい等の異常時の対応措置を事前に確認すること。</p> <p>b. 保護具は化学物質、危険物に応じた適切なものを着用し、目詰まり、捕集効率の劣化したものは使用しないこと。</p> <p>c. 配管・バルブ等の解体作業時は、事前に系統の隔離済み（隔離票の確認）を確認すること。</p>	<p>記載の適正化（誤記修正）</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-13</p> <h3 style="text-align: center;">危険物等取扱作業の遵守事項</h3> <p>危険物等取扱作業の遵守事項を規定する。</p> <p><b>1. 法令関係事項</b></p> <p>(1) 作業指揮者【安衛則257】 危険物を製造し、または取り扱う作業を行なうときは、作業指揮者を定め、次の事項を行なわせること。</p> <p>a. 危険物を製造し、または取り扱う設備および当該設備の附属設備について随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。</p> <p>b. 危険物を製造し、または取り扱う設備および当該設備の附属設備がある場所における温度、湿度、遮光および換気の状態等について随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。</p> <p>c. 危険物の取扱いの状況について、随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。</p> <p>d. a～cによりとった措置について、記録しておくこと。</p> <p>(2) 危険物を製造する場合等の措置【安衛則256】 危険物を製造し、または取り扱うときは、爆発または火災を防止するため、次によること。</p> <p>a. 爆発性の物については、みだりに火気その他点火源となるおそれのある物に接近させ加熱し、摩擦し、または衝撃を与えないこと。</p> <p>b. 発火性の物については、それぞれの種類に応じ、みだりに火気その他点火源となるおそれのある物に接近させ、酸化をうながす物もしくは水に接触させ、加熱し、または衝撃を与えないこと。</p> <p>c. 酸化性の物については、みだりにその分解がうながされるおそれのある物に接触させ、加熱し、摩擦し、または加熱しないこと。</p> <p>d. 危険物を製造し、または取り扱う設備のある場所を常に整理整頓し、およびその場所にみだりに可燃性の物または酸化性の物を置かないこと。</p> <p>e. 引火性の物については、みだりに火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、もしくは注ぎ、蒸発させ、または加熱しないこと。</p> <p>(3) ホースを用いる引火性の物等の注入【安衛則258】 引火性の物、可燃性ガスで液状のものを、ホースで化学設備、タンク自動車、タンク車、ドラム缶等に注入する作業では、ホースの結合部を確実に締め付け、はめ合せを確認してから作業を行なうこと。</p> <p>(4) ガソリンが残存している設備への灯油等の注入【安衛則259】 ガソリンが残存している化学設備、タンク自動車、タンク車、ドラム缶等に灯油または軽油を注入する作業を行なうときは、あらかじめその内部を洗浄、蒸気を不活性ガスに置換するなどし、安全確認後、作業を行なうこと。</p>	<p style="text-align: right;">資料-13</p> <h3 style="text-align: center;">危険物等取扱作業の遵守事項</h3> <p>危険物等取扱作業の遵守事項を規定する。</p> <p><b>1. 法令関係事項</b></p> <p>(1) 作業指揮者【安衛則257】 危険物を製造し、または取り扱う作業を行なうときは、作業指揮者を定め、次の事項を行なわせること。</p> <p>a. 危険物を製造し、または取り扱う設備および当該設備の附属設備について随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。</p> <p>b. 危険物を製造し、または取り扱う設備および当該設備の附属設備がある場所における温度、湿度、遮光および換気の状態等について随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。</p> <p>c. 危険物の取扱いの状況について、随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。</p> <p>d. a～cによりとった措置について、記録しておくこと。</p> <p>(2) 危険物を製造する場合等の措置【安衛則256】 危険物を製造し、または取り扱うときは、爆発または火災を防止するため、次によること。</p> <p>a. 爆発性の物については、みだりに火気その他点火源となるおそれのある物に接近させ加熱し、摩擦し、または衝撃を与えないこと。</p> <p>b. 発火性の物については、それぞれの種類に応じ、みだりに火気その他点火源となるおそれのある物に接近させ、酸化をうながす物もしくは水に接触させ、加熱し、または衝撃を与えないこと。</p> <p>c. 酸化性の物については、みだりにその分解がうながされるおそれのある物に接触させ、加熱し、摩擦し、または衝撃を与えないこと。</p> <p>d. 引火性の物については、みだりに火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、もしくは注ぎ、蒸発させ、または加熱しないこと。</p> <p>e. 危険物を製造し、または取り扱う設備のある場所を常に整理整頓し、およびその場所にみだりに可燃性の物または酸化性の物を置かないこと。</p> <p>(3) ホースを用いる引火性の物等の注入【安衛則258】 引火性の物、可燃性ガスで液状のものを、ホースで化学設備、タンク自動車、タンク車、ドラム缶等に注入する作業では、ホースの結合部を確実に締め付け、はめ合せを確認してから作業を行なうこと。</p> <p>(4) ガソリンが残存している設備への灯油等の注入【安衛則259】 ガソリンが残存している化学設備、タンク自動車、タンク車、ドラム缶等に灯油または軽油を注入する作業を行なうときは、あらかじめその内部を洗浄、蒸気を不活性ガスに置換するなどし、安全確認後、作業を行なうこと。</p>	<p>記載の適正化（より法令に近い記載に改定）</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-14</p> <h3 style="text-align: center;">毒物・劇物取扱作業の遵守事項</h3> <p>毒物・劇物取扱作業の遵守事項として規定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【解説】本遵守事項は、毒物劇物の取扱いに係る基本的、一般的な遵守事項を法令、通達等の内容を中心にまとめたものである。毒物劇物を取扱っている部署においては、取扱っている物質、作業の状況等に応じて、関係法令ならびに本基準をもとに具体的な取扱方法（誰が、どういう方法で、等）について要領類を定めて、それらを関係者に周知し遵守することで危害の防止を図るものとする。</p> </div> <p>毒劇法…毒物及び劇物取締法</p> <p><b>1. 毒物・劇物取扱作業の安全管理</b></p> <p>(1) 毒物劇物取扱責任者の選任【毒劇法7】  毒物・劇物取扱い作業を行う際は、有資格者の中から毒物劇物取扱責任者を選任し、毒物または劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせること。</p> <p>(2) 毒物劇物取扱責任者の職務【(薬発第668号 昭和50年7月31日) 毒物劇物取扱責任者の業務について】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 貯蔵設備、陳列場所等、毒劇法施行規則第4条の4に規定する事項の遵守状況点検、管理</li> <li>b. 表示等に関して本遵守事項第4項に規定する事項の遵守状況点検</li> <li>c. 取扱いに関して本遵守事項第5項に規定する事項の遵守状況点検</li> <li>d. 廃棄に関して本遵守事項第7項に規定する事項の適合状況点検</li> <li>e. 事故時の措置 <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 緊急措置に必要な設備器材等の配備、点検および管理に関すること</li> <li>(b) 事故処理体制および事故時の応急措置の連絡に関すること</li> <li>(c) 事故時の保健所等への届出および事故の拡大防止のための応急措置の実施に関すること</li> <li>(d) 事故の原因調査および再発防止のための措置に関すること</li> </ol> </li> <li>f. その他 <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 毒物・劇物の取扱いおよび事故時の応急措置方法等に関する作業員の教育および訓練に関すること</li> <li>(b) 業務日誌の作成に関すること</li> <li>(c) 保健衛生上の危害防止に関すること</li> </ol> </li> </ol> <p>(3) 毒物劇物取扱責任者に関する届出【毒劇法7】  毒物・劇物取扱い作業を行う際は、毒物劇物取扱責任者を選任した場合、30日以内に、所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出ること。  また、毒物劇物取扱責任者を変更した場合も同様とする。</p>	<p style="text-align: right;">資料-14</p> <h3 style="text-align: center;">毒物・劇物取扱作業の遵守事項</h3> <p>毒物・劇物取扱作業の遵守事項として規定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【解説】本遵守事項は、毒物劇物の取扱いに係る基本的、一般的な遵守事項を法令、通達等の内容を中心にまとめたものである。毒物劇物を取扱っている部署においては、取扱っている物質、作業の状況等に応じて、関係法令ならびに本基準をもとに具体的な取扱方法（誰が、どういう方法で、等）について要領類を定めて、それらを関係者に周知し遵守することで危害の防止を図るものとする。</p> </div> <p>毒劇法…毒物及び劇物取締法</p> <p><b>1. 毒物・劇物取扱作業の安全管理</b></p> <p>(1) 毒物劇物取扱責任者の選任【毒劇法7】  毒物・劇物取扱い作業を行う際は、有資格者の中から毒物劇物取扱責任者を選任し、毒物または劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせること。</p> <p>(2) 毒物劇物取扱責任者の職務【(薬発第668号 昭和50年7月31日) 毒物劇物取扱責任者の業務について】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 貯蔵設備、陳列場所等、毒劇法施行規則第4条の4に規定する事項の遵守状況点検、管理</li> <li>b. 表示等に関して本遵守事項第4項に規定する事項の遵守状況点検</li> <li>c. 取扱いに関して本遵守事項第5項に規定する事項の遵守状況点検</li> <li>d. 廃棄に関して本遵守事項第7項に規定する事項の適合状況点検</li> <li>e. 事故時の措置 <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 緊急措置に必要な設備器材等の配備、点検および管理に関すること</li> <li>(b) 事故処理体制および事故時の応急措置の連絡に関すること</li> <li>(c) 事故時の保健所等への届出および事故の拡大防止のための応急措置の実施に関すること</li> <li>(d) 事故の原因調査および再発防止のための措置に関すること</li> </ol> </li> <li>f. その他 <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 毒物・劇物の取扱いおよび事故時の応急措置方法等に関する作業員の教育および訓練に関すること</li> <li>(b) 業務日誌の作成に関すること</li> <li>(c) 保健衛生上の危害防止に関すること</li> </ol> </li> </ol> <p>(3) 毒物劇物取扱責任者に関する届出【毒劇法7】  毒物・劇物取扱い作業を行う際は、毒物劇物取扱責任者を選任した場合、30日以内に、所在地の都道府県知事に毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出ること。  また、毒物劇物取扱責任者を変更した場合も同様とする。</p>	<p>記載の適正化（より法令に近い記載に改定）</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-14</p> <p>(4) 取扱いに関する「毒物劇物危害防止規定」の作成【毒物劇物危害防止規定について（昭和50年11月6日付け薬安第80号・薬監第134号）】  毒物・劇物取扱い作業を行う際は、毒物劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とし、「毒物劇物危害防止規定」を作成し、その作業者に遵守させること。  なお、作成する危害防止規定の内容は、次の事項を含むものとする。  a. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報および応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項  b. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いに係る作業の方法に関する事項  c. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項  d. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いに係る設備等の整備または補修に関する事項  e. 事故時における関係機関への通報および応急措置活動に関する事項  f. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いの作業を行う者およびこれらの作業に係る設備等の保守を行う者ならびに事故時の応急措置を行う者の教育および訓練に関する事項  g. その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項</p> <p>2. 作業環境測定並びに健康診断  毒物・劇物取扱い作業を行う際は、当該物質が特定化学物質または有機溶剤に該当する場合、それぞれの規定（遵守事項）に従い作業環境測定ならびに健康診断を実施すること。</p> <p>3. 保護具等、事故対応  (1) 保護具の数等  毒物・劇物取扱い作業を実施する場所においては、作業者の人数と同数以上のゴム手袋・メガネ・マスク・防水性の上衣・長ズボン等を備え、使用の際は皮膚の露出部分をできるだけ少なくして行うこと。  また、常時有効かつ清潔に保持すること。  (2) 事故の際の措置【毒劇法17】  a. その取扱いに係る毒物もしくは劇物または毒劇法第11条第2項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出し、または地下にしみ込んだ場合において、不特定または多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署または消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【解説】政令で定める物…塩化水素、硝酸、硫酸、水酸化カリウムまたは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物（水で十倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数2.0から12.0までのものを除く。）をいう。</p> </div>	<p style="text-align: right;">資料-14</p> <p>（昭和50年11月6日付け薬安第80号・薬監第134号）  毒物・劇物取扱い作業を行う際は、毒物劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とし、「毒物劇物危害防止規定」を作成し、その作業者に遵守させること。  なお、作成する危害防止規定の内容は、次の事項を含むものとする。  a. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報および応急措置を行う者の職務および組織に関する事項  b. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いに係る作業の方法に関する事項  c. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項  d. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いに係る設備等の整備または補修に関する事項  e. 事故時における関係機関への通報および応急措置活動に関する事項  f. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いの作業を行う者およびこれらの作業に係る設備等の保守を行う者ならびに事故時の応急措置を行う者の教育および訓練に関する事項  g. その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項</p> <p>2. 作業環境測定並びに健康診断  毒物・劇物取扱い作業を行う際は、当該物質が特定化学物質または有機溶剤に該当する場合、それぞれの規定（遵守事項）に従い作業環境測定ならびに健康診断を実施すること。</p> <p>3. 保護具等、事故対応  (1) 保護具の数等  毒物・劇物取扱い作業を実施する場所においては、作業者の人数と同数以上のゴム手袋・メガネ・マスク・防水性の上衣・長ズボン等を備え、使用の際は皮膚の露出部分をできるだけ少なくして行うこと。  また、常時有効かつ清潔に保持すること。  (2) 事故の際の措置【毒劇法17】  a. その取扱いに係る毒物もしくは劇物または毒劇法第11条第2項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し、または地下にしみ込んだ場合において、不特定または多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署または消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【解説】政令で定める物…塩化水素、硝酸、硫酸、水酸化カリウムまたは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物（水で十倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数2.0から12.0までのものを除く。）をいう。</p> </div>	<p>記載の適正化（及び→および）</p> <p>記載の適正化（語の修正）</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-14</p> <p>b. その取扱いに係る毒物または劇物が盗難、または紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出ること。</p> <p><b>4. 作業場所等への表示、掲示及び情報提供</b></p> <p>(1) 貯蔵又は陳列場所への毒物・劇物の表示【毒劇法12】 毒物または劇物を貯蔵または陳列する場所に、「医薬用外」の文字および毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。</p> <p>(2) 容器及び被包への毒物・劇物の表示【毒劇法12】 毒物または劇物の容器および被包に、「医薬用外」の文字および毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示すること。</p> <p>(3) 容器及び被包への取扱上の注意事項の表示【毒劇法12】</p> <p>a. 毒劇物を購入した際に、その容器および被包に、次の事項が表示されていることを確認する。</p> <p>(a) 毒物または劇物の名称 (b) 毒物または劇物の成分およびその含量 (c) 厚生労働省令で定める毒物または劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称 (d) 毒物または劇物の取扱いおよび使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【解説】厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称…有機燐化合物およびこれを含有する製剤たる毒物および劇物とし、同号に規定するその解毒剤は、ニ－ピリジリアルドキシムメチオグライド（別名PAM）の製剤および硫酸アトロピンの製剤とする。 厚生労働省令で定める事項【施行規則第11の6】…毒物または劇物の製造業者または輸入業者の氏名および住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） 毒物または劇物の販売業者が、毒物または劇物の直接の容器または直接の被包を開いて、毒物または劇物を販売、または授与するときは、その氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地）ならびに毒物劇物取扱責任者の氏名</p> </div> <p>b. 毒劇物を購入した際に、その容器に、GHS（化学品の分類と標示に関する世界調和システム）に基づく所定の絵表示がなされていることを確認すること。</p> <p>c. 購入した毒劇物を小分けする場合、当該容器に同様の表示をする。</p> <p>d. 当該物質を他者（他部署または関係請負人等）に譲渡・提供する場合は、容器に同様の表示をする。</p> <p>(4) 危険性・有害性に関する情報提供【施行令40の9】</p> <p>a. 毒物劇物を購入する際、納入時に、当該物質の性状および取扱いに関する次の情報（SDS等）を入手すること。 なお、不備がある場合は修正を求めること。</p>	<p style="text-align: right;">資料-14</p> <p>b. その取扱いに係る毒物または劇物が盗難、または紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出ること。</p> <p><b>4. 作業場所等への表示、掲示及び情報提供</b></p> <p>(1) 貯蔵又は陳列場所への毒物・劇物の表示【毒劇法12】 毒物または劇物を貯蔵または陳列する場所に、「医薬用外」の文字および毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。</p> <p>(2) 容器及び被包への毒物・劇物の表示【毒劇法12】 毒物または劇物の容器および被包に、「医薬用外」の文字および毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示すること。</p> <p>(3) 容器及び被包への取扱上の注意事項の表示【毒劇法12】</p> <p>a. 毒劇物を購入した際に、その容器および被包に、次の事項が表示されていることを確認する。</p> <p>(a) 毒物または劇物の名称 (b) 毒物または劇物の成分およびその含量 (c) 厚生労働省令で定める毒物または劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称 (d) 毒物または劇物の取扱いおよび使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【解説】厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称…有機燐化合物およびこれを含有する製剤たる毒物および劇物とし、同号に規定するその解毒剤は、ニ－ピリジリアルドキシムメチオグライド（別名PAM）の製剤および硫酸アトロピンの製剤とする。 厚生労働省令で定める事項【施行規則第11の6】…毒物または劇物の製造業者または輸入業者の氏名および住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） 毒物または劇物の販売業者が、毒物または劇物の直接の容器または直接の被包を開いて、毒物または劇物を販売、または授与するときは、その氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地）ならびに毒物劇物取扱責任者の氏名</p> </div> <p>b. 毒劇物を購入した際に、その容器に、GHS（化学品の分類と標示に関する世界調和システム）に基づく所定の絵表示がなされていることを確認すること。</p> <p>c. 購入した毒劇物を小分けする場合、当該容器に同様の表示をする。</p> <p>d. 当該物質を他者（他部署または関係請負人等）に譲渡・提供する場合は、容器に同様の表示をする。</p> <p>(4) 危険性・有害性に関する情報提供【施行令40の9、<b>毒劇則13の12</b>】</p> <p>a. 毒物劇物を購入する際、納入時に、当該物質の性状および取扱いに関する次の情報（SDS等）を入手すること。 なお、不備がある場合は修正を求めること。</p>	<p>記載の適正化（根拠法令記載の追記）</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-14</p> <p>e. 高圧ガス等の爆発物、エーテル、アルコール等の引火性の危険物と同一場所に貯蔵しない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>【解説】貯蔵方法については、(業発第76号 昭和32年2月19日)「毒物及び劇物の貯蔵方法について」を参照すること。</p> </div> <p>(5) 毒物、劇物のリストの活用 表-1に示すリストを事前確認し活用すること。</p> <p><b>6. 運 搬【毒劇法11】</b> (1) 施設の外において毒物もしくは劇物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、またはしみ出ることを防ぐための必要な措置を講じること。</p> <p><b>7. 廃棄方法【毒劇法15の2、施行令40】</b> (1) 毒物もしくは劇物または政令で定める物の廃棄の方法に関し、次の技術上の基準を遵守すること。 a. 中和、加水分解、酸化、還元、稀釈その他の方法により、毒物および劇物ならびに政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。 b. ガス体または揮発性の毒物または劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、または揮発させること。 c. 可燃性の毒物または劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。 d. 前各号により難しい場合には、地下1メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、もしくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、または保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。 (2) 保健衛生上の危害防止および環境汚染防止の観点から、廃棄が困難な場合は専門の処理業者等へ委託する等の対策を講じること。</p> <p><b>8. 毒物・劇物取扱いに係る作業上の注意等</b> 次の事項は化学物質全般についての注意事項であるが、それぞれの物質についての取扱い上の留意点は、その物質のSDSによって確認すること。 (1) 作業前確認 a. 作業で取扱う物質の有害性を認識し、漏えい等の異常時の対応措置を事前に確認すること。 b. 保護具は化学物質、危険物に応じた適切なものを着用し、目詰まり、捕集効率の劣化したものは使用しないこと。 c. 配管・バルブ等の解体作業時は、事前に系統の隔離済み(隔離票の確認)を確認すること。 d. 必要以上の化学物質を持ち込まないよう予め計画すること。</p>	<p style="text-align: right;">資料-14</p> <p>蔵しない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>【解説】貯蔵方法については、(業発第76号 昭和32年2月19日)「毒物及び劇物の貯蔵方法について」を参照すること。</p> </div> <p>(5) 毒物、劇物のリストの活用 表-1に示すリストを事前確認し活用すること。</p> <p><b>6. 運 搬【毒劇法11】</b> (1) 施設の外において毒物もしくは劇物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出し、またはしみ出ることを防ぐための必要な措置を講じること。</p> <p><b>7. 廃棄方法【毒劇法15の2、施行令40】</b> (1) 毒物もしくは劇物または政令で定める物の廃棄の方法に関し、次の技術上の基準を遵守すること。 a. 中和、加水分解、酸化、還元、稀釈その他の方法により、毒物および劇物ならびに政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。 b. ガス体または揮発性の毒物または劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、または揮発させること。 c. 可燃性の毒物または劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。 d. 前各号により難しい場合には、地下1メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、もしくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、または保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。 (2) 保健衛生上の危害防止および環境汚染防止の観点から、廃棄が困難な場合は専門の処理業者等へ委託する等の対策を講じること。</p> <p><b>8. 毒物・劇物取扱いに係る作業上の注意等</b> 次の事項は化学物質全般についての注意事項であるが、それぞれの物質についての取扱い上の留意点は、その物質のSDSによって確認すること。 (1) 作業前確認 a. 作業で取扱う物質の有害性を認識し、漏えい等の異常時の対応措置を事前に確認すること。 b. 保護具は化学物質、危険物に応じた適切なものを着用し、目詰まり、捕集効率の劣化したものは使用しないこと。 c. 配管・バルブ等の解体作業時は、事前に系統の隔離済み(隔離票の確認)を確認すること。 d. 必要以上の化学物質を持ち込まないよう予め計画すること。 e. シャワー、手洗い、洗眼器、水栓、担架および救急用具、消火器、退避経路等を</p>	<p>記載の適正化(語の修正)</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-16</p> <p><b>5. 安全衛生教育</b>            法第59条の規定を受けて、以下の業務に関する安全または衛生に関する教育を行うこと。            (1) 特別教育を必要<del>と</del><b>よう</b>とする業務【安衛則36, 37, 38, 39】            安衛則36に定める業務に関する安全または衛生のための教育を行い受講者名、受講科目等の記録を作成し3年間保管すること。            (2) 雇入れ時等の教育【安衛則35】            労働者を雇い入れ、または作業内容を変更したときは当該労働者に対し以下の事項のうち従事する業務に関する安全または衛生のための必要な事項について教育を行うこと。            また、製造業等は以下のa.～d.について省略ができる。            a. 機械等、原材料等の危険性または有害性およびこれらの取扱方法に関すること            b. 安全装置、有害物<del>制</del><b>抑</b>制装置または保護具の性能およびこれらの取扱方法に関すること            c. 作業手順に関すること            d. 作業開始時の点検に関すること            e. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防に関すること            f. 整理整頓、清潔の保持に関すること            g. 事故等における応急処置および退避に関すること            h. その他当該業務に関する安全または衛生のために必要な事項            (3) 職長等の教育【安衛法60、安衛則40】            建設業および製造業等の事業場で新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、以下の事項について安全または衛生のための教育を行うこと。            a. 作業方法の決定および労働者の配置に関すること            b. 労働者に対する指導または監督の方法に関すること            c. 危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること            d. 異常時等における措置に関すること            e. その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること</p> <p><b>6. 就業制限業務についての資格【安衛法61、安衛則41】</b>            安衛則別表第3に掲げる業務については、免許を受けた者、技能講習を修了した者等の資格を有する者でなければ、当該業務につかせてはならない。</p> <p><b>7. 病者の就業禁止【安衛法68、安衛則61】</b>            以下のいずれかに該当する者の就業を禁止すること。            また、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他の専門の医師の意見をきくこと。            (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染病の疾病にかかった者</p>	<p style="text-align: right;">資料-16</p> <p><b>5. 安全衛生教育</b>            法第59条の規定を受けて、以下の業務に関する安全または衛生に関する教育を行うこと。            (1) 特別教育を必要とする業務【安衛則36, 37, 38, 39】            安衛則36に定める業務に関する安全または衛生のための教育を行い受講者名、受講科目等の記録を作成し3年間保管すること。            (2) 雇入れ時等の教育【安衛則35】            労働者を雇い入れ、または作業内容を変更したときは当該労働者に対し以下の事項のうち従事する業務に関する安全または衛生のための必要な事項について教育を行うこと。            また、製造業等は以下のa.～d.について省略ができる。            a. 機械等、原材料等の危険性または有害性およびこれらの取扱方法に関すること            b. 安全装置、有害物<del>抑</del><b>抑制</b>装置または保護具の性能およびこれらの取扱方法に関すること            c. 作業手順に関すること            d. 作業開始時の点検に関すること            e. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防に関すること            f. 整理整頓、清潔の保持に関すること            g. 事故等における応急処置および退避に関すること            h. その他当該業務に関する安全または衛生のために必要な事項            (3) 職長等の教育【安衛法60、安衛則40】            建設業および製造業等の事業場で新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、以下の事項について安全または衛生のための教育を行うこと。            a. 作業方法の決定および労働者の配置に関すること            b. 労働者に対する指導または監督の方法に関すること            c. 危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること            d. 異常時等における措置に関すること            e. その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること</p> <p><b>6. 就業制限業務についての資格【安衛法61、安衛則41】</b>            安衛則別表第3に掲げる業務については、免許を受けた者、技能講習を修了した者等の資格を有する者でなければ、当該業務につかせてはならない。</p> <p><b>7. 病者の就業禁止【安衛法68、安衛則61】</b>            以下のいずれかに該当する者の就業を禁止すること。            また、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他の専門の医師の意見をきくこと。            (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染病の疾病にかかった者</p>	<p>記載の適正化（誤記修正）</p> <p>記載の適正化（より法令に近い記載に改定）</p>

旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-16</p> <p>(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者</p> <p><b>8. 計画の届出【安衛法88、安衛則85～92】</b> 建設業の仕事のうち以下のものを開始しようとするときは、その計画を開始の14日前までに労働基準監督署長に届け出ること。</p> <p>(1) 高さが31メートルを超える建築物等の建設等の仕事 (2) ずい道等の建設等の仕事 (3) 掘削の高さまたは深さが10メートル以上である地山の掘削の作業を行う仕事 (4) 圧気工法による仕事 (5) 石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事 (6) 掘削の高さまたは深さが10メートル以上の土石採取のための掘削の作業を行う仕事 (7) 坑内掘りによる土石お採取のための作業を行う仕事</p> <p><b>9. 作業環境測定【施行令21、安衛則587～591】</b> 法第65条第5項の規定を受けて、作業環境測定を実施すべき作業場は以下のとおり。</p> <p>(1) 粉じんを著しく発散する屋内作業場 (2) 暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場 (3) 著しい騒音を発する屋内作業場 (4) 坑内の作業場 (5) 中央管理方式の空気調和設備を設けている建物の室で事務所の用に供されるもの (6) 放射線業務を行う作業場 (7) 施行令別表第3に掲げる特定化学物質または石綿を製造し、または取り扱う屋内作業場 (8) 施行令別表第4に掲げる鉛業務を行う屋内作業場 (9) 酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場 (10) 有機溶剤を製造しまたは取り扱う業務を行う<b>当該</b>作業場</p> <p><b>10. 健康診断【安衛法66】</b> 労働者に対し施行令の定めにより以下の健康診断を行うこと。 また、診断の結果についてはそれぞれ規定する作業毎に所轄労働基準監督署長に届け出ること。</p> <p>(1) 雇入れ時の健康診断【安衛則43】 常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し医師による健康診断を行わせること。</p> <p>(2) 定期健康診断【安衛則44】 常時使用する労働者に対し1年以内毎に1回、定期的に医師による健康診断を行わせること。</p>	<p style="text-align: right;">資料-16</p> <p>(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者</p> <p><b>8. 計画の届出【安衛法88、安衛則85～92】</b> 建設業の仕事のうち以下のものを開始しようとするときは、その計画を開始の14日前までに労働基準監督署長に届け出ること。</p> <p>(1) 高さが31メートルを超える建築物等の建設等の仕事 (2) ずい道等の建設等の仕事 (3) 掘削の高さまたは深さが10メートル以上である地山の掘削の作業を行う仕事 (4) 圧気工法による仕事 (5) 石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事 (6) 掘削の高さまたは深さが10メートル以上の土石採取のための掘削の作業を行う仕事 (7) 坑内掘りによる土石お採取のための作業を行う仕事</p> <p><b>9. 作業環境測定【施行令21、安衛則587～591】</b> 法第65条第5項の規定を受けて、作業環境測定を実施すべき作業場は以下のとおり。</p> <p>(1) 粉じんを著しく発散する屋内作業場 (2) 暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場 (3) 著しい騒音を発する屋内作業場 (4) 坑内の作業場 (5) 中央管理方式の空気調和設備を設けている建物の室で事務所の用に供されるもの (6) 放射線業務を行う作業場 (7) 施行令別表第3に掲げる特定化学物質または石綿を製造し、または取り扱う屋内作業場 (8) 施行令別表第4に掲げる鉛業務を行う屋内作業場 (9) 酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の<b>当該</b>作業場 (10) 有機溶剤を製造しまたは取り扱う業務を行う<b>屋内</b>作業場</p> <p><b>10. 健康診断【安衛法66】</b> 労働者に対し施行令の定めにより以下の健康診断を行うこと。 また、診断の結果についてはそれぞれ規定する作業毎に所轄労働基準監督署長に届け出ること。</p> <p>(1) 雇入れ時の健康診断【安衛則43】 常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し医師による健康診断を行わせること。</p> <p>(2) 定期健康診断【安衛則44】 常時使用する労働者に対し1年以内毎に1回、定期的に医師による健康診断を行わせること。</p>	<p>記載の適正化（より法令に近い記載に改定）</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-16</p> <p>(3) 特定業務従事者の健康診断【安衛則 45】  安衛則第13条第1項第3に掲げる業務に従事する労働者に対し6ヶ月毎に1回、定期に医師による健康診断を行わせること。  a. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務  b. 重量物の取扱等重激な業務  c. 坑内における業務  d. 深夜業を含む業務  e. 硝酸等有害物を取り扱う業務  f. 硝酸、一酸化炭素等有害物のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務</p> <p>(4) 海外派遣従事者の健康診断【安衛則 45の2】  労働者を海外に6ヶ月以上派遣しようとするときは、あらかじめ当該労働者に対し医師による健康診断を行わせること。</p> <p>(5) その他の健康診断  法第66条の規定を受けて施行令第22条の定めにより、以下の健康診断についても行わせること。  また、受診対象者・検査項目等についてはそれぞれの省令に基づく。  a. VDT健康診断 (平成14年4月5日付け基発第0405001号)</p>	<p style="text-align: right;">資料-16</p> <p>(3) 特定業務従事者の健康診断【安衛則 45】  安衛則第13条第1項第3に掲げる業務に従事する労働者に対し6ヶ月毎に1回、定期に医師による健康診断を行わせること。  a. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務  b. 重量物の取扱等重激な業務  c. 坑内における業務  d. 深夜業を含む業務  e. 硝酸等有害物を取り扱う業務  f. 硝酸、一酸化炭素等有害物のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務</p> <p>(4) 海外派遣従事者の健康診断【安衛則 45の2】  労働者を海外に6ヶ月以上派遣しようとするときは、あらかじめ当該労働者に対し医師による健康診断を行わせること。</p> <p>(5) その他の健康診断  法第66条の規定を受けて施行令第22条の定めにより、以下の健康診断についても行わせること。  また、受診対象者・検査項目等についてはそれぞれの省令に基づく。  a. VDT健康診断 (令和3年12月1日 基発1201第7号 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて)</p>	<p>法令改正に伴う記載の改正</p>

旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-17</p> <h3 style="text-align: center;">事務所衛生基準規則に基づく遵守事項</h3> <p>事務所衛生基準規則に基づく遵守事項を規定する。</p> <p><b>1. 事務所の環境管理基準</b> 事務所の空気、照明および騒音について環境条件、関係設備の維持管理等について以下の基準を満たすこと。</p> <p>(1) 気積【事務則2】 室の容積は、設備の占める容積および床面から4メートルを超える高さにある空間を除き、労働者1人当たり、10立方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 換気【事務則3】 窓その他の開口部の開放により自然換気を行う場合には、開口部の面積を床面積の20分の1以上とし、開口部の開放にならない場合には、換気筒、排気筒、換気扇その他の換気のための設備を設けること。</p> <p>(3) 温度【事務則4】 室の気温が10度以下の場合、暖房等を行い、また冷房する場合は、電気計算機等を設置している室を除いて、外気温より著しく低くしないこと。</p> <p>(4) 空気調和設備等による調整【事務則5】 空気調和設備または機械換気設備で中央管理方式のものを設けている場合は、以下のとおりとすること。</p> <p>a. 空気吹出口の浮遊粉じん量は、0.15ミリグラム毎立方メートル以下とすること。</p> <p>b. 空気吹出口の一酸化炭素の含有率は、原則として100万分の10以下とすること。</p> <p>c. 空気吹出口の二酸化炭素の含有率は、100万分の1,000以下とすること。</p> <p>d. 空気吹出口のホルムアルデヒドの量は、0.1ミリグラム毎立方メートル以下とすること。</p> <p>e. 室内の気流は、0.5メートル毎秒以下とすること。</p> <p>f. 室内に気温は、18度以上28度以下になるように努めること。</p> <p>g. 室内の相対湿度は、40パーセント以上70パーセント以下になるように努めること。</p> <p>(5) 燃焼器具【事務則6】 湯沸器、石油ストーブ、ガスコンロ等の燃焼器具を使用する室または箇所には、排気筒、換気扇等の設備を設けて、一酸化炭素および二酸化炭素の含有率をそれぞれ100万分の50以下および100万分の5,000以下とすること。また、燃焼器具の異常の有無を毎日点検しなければならない。</p>	<p style="text-align: right;">資料-17</p> <h3 style="text-align: center;">事務所衛生基準規則に基づく遵守事項</h3> <p>事務所衛生基準規則に基づく遵守事項を規定する。</p> <p><b>1. 事務所の環境管理基準</b> 事務所の空気、照明および騒音について環境条件、関係設備の維持管理等について以下の基準を満たすこと。</p> <p>(1) 気積【事務則2】 室の容積は、設備の占める容積および床面から4メートルを超える高さにある空間を除き、労働者1人当たり、10立方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 換気【事務則3】 窓その他の開口部の開放により自然換気を行う場合には、開口部の面積を床面積の20分の1以上とし、開口部の開放にならない場合には、換気筒、排気筒、換気扇その他の換気のための設備を設けること。</p> <p>(3) 温度【事務則4】 室の気温が10度以下の場合、暖房等を行い、また冷房する場合は、電気計算機等を設置している室を除いて、外気温より著しく低くしないこと。</p> <p>(4) 空気調和設備等による調整【事務則5】 空気調和設備または機械換気設備を設けている場合は、<b>室に供給される空気が事務則第5条の各号に適合するようにならなければならない。</b></p> <p>(5) 燃焼器具【事務則6】 燃焼器具を使用する室または箇所には、排気筒、換気扇等の設備を設けること。また、燃焼器具の異常の有無を毎日点検しなければならない。</p>	<p>記載の適正化（より法令に近い記載に改定）</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-19</p> <p><b>参考-7 参考資料/熱中症に関連する通達等</b></p> <p>※以下の資料は必要な都度、インターネットを利用する等検索しダウンロードのうえ活用すること。(検索時期によって最新版ではない場合もあることに留意すること。)</p> <p>(1) 環境省 熱中症予防情報サイト  <a href="https://www.wbgt.env.go.jp/">https://www.wbgt.env.go.jp/</a></p> <p>(2) 職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について(令和3年4月20日付け(令和3年7月26日一部改正)厚生労働省基発第0726第2号)  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633853.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633853.pdf</a></p> <p>(3) 職場における熱中症予防情報  <a href="https://neccyusho.mhlw.go.jp/">https://neccyusho.mhlw.go.jp/</a></p> <p>(4) 令和6年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000900483.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000900483.pdf</a></p>	<p style="text-align: right;">資料-19</p> <p><b>参考-7 参考資料/熱中症に関連する通達等</b></p> <p>※以下の資料は必要な都度、インターネットを利用する等検索しダウンロードのうえ活用すること。(検索時期によって最新版ではない場合もあることに留意すること。)</p> <p>(1) 環境省 熱中症予防情報サイト  <a href="https://www.wbgt.env.go.jp/">https://www.wbgt.env.go.jp/</a></p> <p>(2) 厚生労働省 職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について(令和3年4月20日付け(令和3年7月26日一部改正)厚生労働省基発第0726第2号)  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633853.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633853.pdf</a></p> <p>(3) 厚生労働省 職場における熱中症予防情報  <a href="https://neccyusho.mhlw.go.jp/">https://neccyusho.mhlw.go.jp/</a></p> <p>(4) 厚生労働省 令和7年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_20250228.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_20250228.html</a></p>	<p>記載の適正化(出典元を明記)</p> <p>記載の適正化(出典元を明記)</p> <p>2025年度の実施要項を記載</p>

旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-21</p> <h3 style="text-align: center;">悪天候時における作業の遵守事項</h3> <p>悪天候時における作業については、労働安全衛生法に基づき遵守事項を規定する。</p> <p><b>1. 本遵守事項の対応</b></p> <p>(1) 作業員に対し、悪天候時の対応および関係法令に規定する具体的措置について周知するとともに遵守させる。</p> <p>(2) 当社で新たに作業する者へ新規入場者教育を実施し、悪天候時における安全事項および当社の特殊性を十分熟知させる。</p> <p>(3) 作業の実施にあたっては、問題が生じないように注意を払うとともに、万一問題が生じた場合には、速やかに当社に報告し、その指示を受ける。</p> <p>(4) 2. に定める悪天候が予測される場合は、災害または事故が発生しうると判断し、事前の準備、片付け等を実施させる。</p> <p>(5) 悪天候の終息後、作業を再開または復旧するにあたっては、機材、設備、作業エリアの状態等十分な点検を実施し、安全確保の確認を徹底させる。</p> <p>(6) 気象情報に基づき悪天候（津波、落雷、濃霧等、竜巻等）が予想される場合は、作業員に対し事前に周知する。また、悪天候または以下の気象情報の発表時には直ちに安全を確保するための措置を行うこと。終息を確認した後、(5)における点検等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風、暴風雪、大雨または大雪に関する警報または特別警報</li> <li>・津波に関する注意報または警報もしくは大津波警報</li> <li>・竜巻注意情報</li> </ul> <p><b>2. 悪天候の定義【労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（昭和46年4月15日付け基発第309号）等】</b></p> <p>(1) 強風 10分間の平均風速が毎秒10メートル以上</p> <p>(2) 大雨 1回の降雨量が50ミリメートル以上</p> <p>(3) 大雪 1回の降雪量が25センチメートル以上</p> <p>(4) 中震以上の地震 震度階級4以上</p> <p>(5) 暴風 瞬間風速が毎秒30メートル以上</p> <p><b>3. 作業ごとにおける関係法令事項</b></p> <p>(1) 強風、大雨雪等の悪天候ため危険が予想されるときに中止等を行わなければならない作業</p>	<p style="text-align: right;">資料-21</p> <h3 style="text-align: center;">悪天候時における作業の遵守事項</h3> <p>悪天候時における作業については、労働安全衛生法に基づき遵守事項を規定する。</p> <p><b>1. 本遵守事項の対応</b></p> <p>(1) 作業員に対し、悪天候時の対応および関係法令に規定する具体的措置について周知するとともに遵守させる。</p> <p>(2) 当社で新たに作業する者へ新規入場者教育を実施し、悪天候時における安全事項および当社の特殊性を十分熟知させる。</p> <p>(3) 作業の実施にあたっては、問題が生じないように注意を払うとともに、万一問題が生じた場合には、速やかに当社に報告し、その指示を受ける。</p> <p>(4) 2. に定める悪天候が予測される場合は、災害または事故が発生しうると判断し、事前の準備、片付け等を実施させる。</p> <p>(5) 悪天候の終息後、作業を再開または復旧するにあたっては、機材、設備、作業エリアの状態等十分な点検を実施し、安全確保の確認を徹底させる。</p> <p>(6) 気象情報に基づき悪天候（津波、落雷、濃霧等、竜巻等）が予想される場合は、作業員に対し事前に周知する。また、悪天候または以下の気象情報の発表時には直ちに安全を確保するための措置を行うこと。終息を確認した後、(5)における点検等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風、暴風雪、大雨または大雪に関する警報または特別警報</li> <li>・津波に関する注意報または警報もしくは大津波警報</li> <li>・竜巻注意情報</li> </ul> <p><b>2. 悪天候の定義【労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（昭和46年4月15日付け基発第309号）等】</b></p> <p>(1) 強風 10分間の平均風速が毎秒10メートル以上</p> <p>(2) 大雨 1回の降雨量が50ミリメートル以上</p> <p>(3) 大雪 1回の降雪量が25センチメートル以上</p> <p>(4) 中震以上の地震 震度階級4以上</p> <p>(5) 暴風 瞬間風速が毎秒30メートル以上</p> <p><b>3. 作業ごとにおける関係法令事項</b></p> <p>(1) 強風、大雨雪等の悪天候ため危険が予想されるときに中止等を行わなければならない作業</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化（誤記修正）</p>







旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-21</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 瞬間風速が毎秒30mをこえる風が吹くおそれのあるときにおける、屋外に設置されているデリックに、ブームをマストまたは地上の固定物に固縛する等のブーム動揺によるデリック破損防止の措置 【クレーン則116条】</li> <li>○ 瞬間風速が毎秒35mをこえる風が吹くおそれのあるときにおける、屋外に設置されているエレベーターに控えの数を増す等倒壊防止の措置 【クレーン則152条】</li> <li>○ 瞬間風速が毎秒35mをこえる風が吹くおそれのあるときにおける、建設用リフト(地下に設置されているものを除く)に控えの数を増す等倒壊防止の措置 【クレーン則189条】</li> </ul> <p>(4) 土砂崩壊災害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地山の掘削作業は、作業箇所およびその周辺の地山の形状、地質、埋設物の有無等を調査し、結果踏まえた作業計画を定める。【安衛則355条】</li> <li>○ 掘削作業は点検者を指名し、作業開始前、大雨、中震以上の地震、発破の後に作業箇所およびその周辺の地山の浮石、き裂の有無等点検を講じる。 【安衛則358条】</li> <li>○ 土砂崩壊のおそれがある場合、土止め支保工等を設け措置を講じる 【安衛則561条】</li> <li>○ 日常点検、変状時の点検を確実にを行い、斜面の変状に進行があった場合は、施工者は安全性検討関係者会議を開催し対策を検討。【斜面前壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（平成27年6月29日付け基安安発0629第1号）】</li> <li>○ 復旧工事で、地山掘削を伴わない工事でも、斜面近傍で工事する場合、上記の措置に準じた事前調査および点検、土砂崩壊防止の措置の徹底すること。</li> </ul> <p>(5) がれき処理作業における安全確保および石綿粉じん等のばく露防止対策等のばく露防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 円滑な災害復旧の観点から短期間で作業が求められるが、労働災害防止のため当日の作業内容、安全上の注意事項等について開始前ミーティングを綿密に実施すること。</li> <li>○ ヘルメットや安全靴、丈夫な手袋など適切な保護具を着用すること。安全靴は底の厚い靴、踏み抜き防止中敷きを使用すること。</li> <li>○ 適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じん、その他粉じんを吸入することの防止のための措置を徹底し、建築物がれき処理作業や解体等際には、事前に石綿等の有無の確認等を徹底すること。</li> </ul> <p>(6) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するため、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。 【安衛則155条】</li> <li>○ 車両系建設機械を用いて作業を行う時は、立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により立入禁止する措置を講ずるまたは誘導者を配置すること。 【安衛則158条】</li> </ul>	<p style="text-align: right;">資料-21</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 瞬間風速が毎秒30mをこえる風が吹くおそれのあるときにおける、屋外に設置されているデリックに、ブームをマストまたは地上の固定物に固縛する等のブーム動揺によるデリック破損防止の措置 【クレーン則116条】</li> <li>○ 瞬間風速が毎秒35mをこえる風が吹くおそれのあるときにおける、屋外に設置されているエレベーターに控えの数を増す等倒壊防止の措置 【クレーン則152条】</li> <li>○ 瞬間風速が毎秒35mをこえる風が吹くおそれのあるときにおける、建設用リフト(地下に設置されているものを除く)に控えの数を増す等倒壊防止の措置 【クレーン則189条】</li> </ul> <p>(4) 土砂崩壊災害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地山の掘削作業は、作業箇所およびその周辺の地山の形状、地質、埋設物の有無等を調査し、結果を踏まえた作業計画を定める。【安衛則355条】</li> <li>○ 掘削作業は点検者を指名し、作業開始前、大雨、中震以上の地震、発破の後に作業箇所およびその周辺の地山の浮石、き裂の有無等点検を講じる。 【安衛則358条】</li> <li>○ 土砂崩壊のおそれがある場合、土止め支保工等を設け措置を講じる 【安衛則361条】</li> <li>○ 日常点検、変状時の点検を確実にを行い、斜面の変状に進行があった場合は、施工者は安全性検討関係者会議を開催し対策を検討。【斜面前壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（平成27年6月29日付け基安安発0629第1号）】</li> <li>○ 復旧工事で、地山掘削を伴わない工事でも、斜面近傍で工事する場合、上記の措置に準じた事前調査および点検、土砂崩壊防止の措置の徹底すること。</li> </ul> <p>(5) がれき処理作業における安全確保および石綿粉じん等のばく露防止対策等のばく露防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 円滑な災害復旧の観点から短期間で作業が求められるが、労働災害防止のため当日の作業内容、安全上の注意事項等について開始前ミーティングを綿密に実施すること。</li> <li>○ ヘルメットや安全靴、丈夫な手袋など適切な保護具を着用すること。安全靴は底の厚い靴、踏み抜き防止中敷きを使用すること。</li> <li>○ 適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じん、その他粉じんを吸入することの防止のための措置を徹底し、建築物がれき処理作業や解体等際には、事前に石綿等の有無の確認等を徹底すること。</li> </ul> <p>(6) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するため、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。 【安衛則155条】</li> <li>○ 車両系建設機械を用いて作業を行う時は、立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により立入禁止する措置を講ずるまたは誘導者を配置すること。 【安衛則158条】</li> </ul>	<p>記載の適正化（文意がわかるように語彙を追加）</p> <p>記載の適正化（法令記載の誤記修正）</p> <p>法令改正に伴う記載の追記</p>



旧	新	変更理由																																																																																																																														
<p style="text-align: right;">資料-21</p> <p>○ 車両系建設機械を用いて作業を行う時は、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等必要な転倒、転落措置を講じること。【安衛則157条】</p> <p>○ 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。【安衛法61条】</p> <p>(7) その他の事項</p> <p>○ 工事に伴う作業中に窮迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。</p> <p>○ 時期によっては、熱中症対策を講じる必要があることから、水分および塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定をするよう労働者に呼び掛けること。</p> <p>○ 倒壊のおそれある家屋等建築物に不用意に接近しないこと。</p> <p>○ 建物の被害状況調査ため屋根上にかかるときは、墜落防止措置を徹底するとともにスレート、木毛板、塩化ビニール板等の屋根にかかる際は、幅30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる危険を防止</p> <p><b>4. 関係法令一覧(安衛法抜粋)</b></p> <table border="1" data-bbox="270 810 1003 984"> <tr><td>強風</td><td>10分間の平均風速が毎秒10メートル以上</td></tr> <tr><td>大雨</td><td>1回の降雨量が50ミリメートル以上</td></tr> <tr><td>大雪</td><td>1回の降雪量が25センチメートル以上</td></tr> <tr><td>中震以上の地震</td><td>震度階数4以上</td></tr> <tr><td>暴風</td><td>瞬間風速が毎秒30メートル以上</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="270 1022 988 1234"> <tr><td>○印</td><td>悪天候の処理</td></tr> <tr><td>◎印</td><td>予想されるときも含む</td></tr> <tr><td>※印</td><td>毎秒35mを超えた場合</td></tr> <tr><td>△印</td><td>大雨等。「等」には水道管の破裂による水の流入等が含まれること(昭和40年2月10日付け基発第139号)</td></tr> <tr><td>☆印</td><td>地下に設置されたものを除く</td></tr> </table> <p>&lt;労働安全規則&gt;</p> <table border="1" data-bbox="270 1304 1187 1602"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">規制(条文)</th> <th>強風</th> <th>大雨</th> <th>大雪</th> <th>中震以上の地震</th> </tr> <tr> <th>暴風</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>151の106</td><td>車両系木材伐出機械を用いる作業の禁止</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>151の145</td><td>林業架線作業の禁止</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>171の4</td><td>ブレーカを用いて行う解体等の作業禁止</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>246</td><td>型枠支保工の組立等の禁止</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>358</td><td>明り掘削前の点検</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>373</td><td>土止め支保工の点検</td><td></td><td>△</td><td></td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	強風	10分間の平均風速が毎秒10メートル以上	大雨	1回の降雨量が50ミリメートル以上	大雪	1回の降雪量が25センチメートル以上	中震以上の地震	震度階数4以上	暴風	瞬間風速が毎秒30メートル以上	○印	悪天候の処理	◎印	予想されるときも含む	※印	毎秒35mを超えた場合	△印	大雨等。「等」には水道管の破裂による水の流入等が含まれること(昭和40年2月10日付け基発第139号)	☆印	地下に設置されたものを除く	条項	規制(条文)	強風	大雨	大雪	中震以上の地震	暴風				151の106	車両系木材伐出機械を用いる作業の禁止	◎	◎	◎		151の145	林業架線作業の禁止	◎	◎	◎		171の4	ブレーカを用いて行う解体等の作業禁止	◎	◎	◎		246	型枠支保工の組立等の禁止	◎	◎	◎		358	明り掘削前の点検		○		○	373	土止め支保工の点検		△		○	<p style="text-align: right;">資料-21</p> <p>○ 車両系建設機械を用いて作業を行う時は、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等必要な転倒、<b>転落防止</b>措置を講じること。【安衛則157条】</p> <p>○ 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。【安衛法61条】</p> <p>(7) その他の事項</p> <p>○ 工事に伴う作業中に窮迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。</p> <p>○ 時期によっては、熱中症対策を講じる必要があることから、水分および塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定をするよう労働者に呼び掛けること。</p> <p>○ 倒壊のおそれある家屋等建築物に不用意に接近しないこと。</p> <p>○ 建物の被害状況調査ため屋根上にかかるときは、墜落防止措置を徹底するとともにスレート、木毛板、塩化ビニール板等の屋根にかかる際は、幅30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる危険を防止</p> <p><b>4. 関係法令一覧(安衛法抜粋)</b></p> <table border="1" data-bbox="1412 816 2145 991"> <tr><td>強風</td><td>10分間の平均風速が毎秒10メートル以上</td></tr> <tr><td>大雨</td><td>1回の降雨量が50ミリメートル以上</td></tr> <tr><td>大雪</td><td>1回の降雪量が25センチメートル以上</td></tr> <tr><td>中震以上の地震</td><td>震度階数4以上</td></tr> <tr><td>暴風</td><td>瞬間風速が毎秒30メートル以上</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1412 1026 2133 1239"> <tr><td>○印</td><td>悪天候の処理</td></tr> <tr><td>◎印</td><td>予想されるときも含む</td></tr> <tr><td>※印</td><td>毎秒35mを超えた場合</td></tr> <tr><td>△印</td><td>大雨等。「等」には水道管の破裂による水の流入等が含まれること(昭和40年2月10日付け基発第139号)</td></tr> <tr><td>☆印</td><td>地下に設置されたものを除く</td></tr> </table> <p>&lt;労働安全規則&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1412 1308 2329 1566"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">規制(条文)</th> <th>強風</th> <th>大雨</th> <th>大雪</th> <th>中震以上の地震</th> </tr> <tr> <th>暴風</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>151の106</td><td>車両系木材伐出機械を用いる作業の禁止</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>151の145</td><td>林業架線作業の禁止</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>171の4</td><td>ブレーカを用いて行う解体等の作業禁止</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>246</td><td>型枠支保工の組立等の禁止</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>358</td><td>明り掘削前の点検</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	強風	10分間の平均風速が毎秒10メートル以上	大雨	1回の降雨量が50ミリメートル以上	大雪	1回の降雪量が25センチメートル以上	中震以上の地震	震度階数4以上	暴風	瞬間風速が毎秒30メートル以上	○印	悪天候の処理	◎印	予想されるときも含む	※印	毎秒35mを超えた場合	△印	大雨等。「等」には水道管の破裂による水の流入等が含まれること(昭和40年2月10日付け基発第139号)	☆印	地下に設置されたものを除く	条項	規制(条文)	強風	大雨	大雪	中震以上の地震	暴風				151の106	車両系木材伐出機械を用いる作業の禁止	◎	◎	◎		151の145	林業架線作業の禁止	◎	◎	◎		171の4	ブレーカを用いて行う解体等の作業禁止	◎	◎	◎		246	型枠支保工の組立等の禁止	◎	◎	◎		358	明り掘削前の点検		○		○	<p>記載の適正化(文意がわかるように語彙を追加)</p>
強風	10分間の平均風速が毎秒10メートル以上																																																																																																																															
大雨	1回の降雨量が50ミリメートル以上																																																																																																																															
大雪	1回の降雪量が25センチメートル以上																																																																																																																															
中震以上の地震	震度階数4以上																																																																																																																															
暴風	瞬間風速が毎秒30メートル以上																																																																																																																															
○印	悪天候の処理																																																																																																																															
◎印	予想されるときも含む																																																																																																																															
※印	毎秒35mを超えた場合																																																																																																																															
△印	大雨等。「等」には水道管の破裂による水の流入等が含まれること(昭和40年2月10日付け基発第139号)																																																																																																																															
☆印	地下に設置されたものを除く																																																																																																																															
条項	規制(条文)	強風	大雨	大雪	中震以上の地震																																																																																																																											
		暴風																																																																																																																														
151の106	車両系木材伐出機械を用いる作業の禁止	◎	◎	◎																																																																																																																												
151の145	林業架線作業の禁止	◎	◎	◎																																																																																																																												
171の4	ブレーカを用いて行う解体等の作業禁止	◎	◎	◎																																																																																																																												
246	型枠支保工の組立等の禁止	◎	◎	◎																																																																																																																												
358	明り掘削前の点検		○		○																																																																																																																											
373	土止め支保工の点検		△		○																																																																																																																											
強風	10分間の平均風速が毎秒10メートル以上																																																																																																																															
大雨	1回の降雨量が50ミリメートル以上																																																																																																																															
大雪	1回の降雪量が25センチメートル以上																																																																																																																															
中震以上の地震	震度階数4以上																																																																																																																															
暴風	瞬間風速が毎秒30メートル以上																																																																																																																															
○印	悪天候の処理																																																																																																																															
◎印	予想されるときも含む																																																																																																																															
※印	毎秒35mを超えた場合																																																																																																																															
△印	大雨等。「等」には水道管の破裂による水の流入等が含まれること(昭和40年2月10日付け基発第139号)																																																																																																																															
☆印	地下に設置されたものを除く																																																																																																																															
条項	規制(条文)	強風	大雨	大雪	中震以上の地震																																																																																																																											
		暴風																																																																																																																														
151の106	車両系木材伐出機械を用いる作業の禁止	◎	◎	◎																																																																																																																												
151の145	林業架線作業の禁止	◎	◎	◎																																																																																																																												
171の4	ブレーカを用いて行う解体等の作業禁止	◎	◎	◎																																																																																																																												
246	型枠支保工の組立等の禁止	◎	◎	◎																																																																																																																												
358	明り掘削前の点検		○		○																																																																																																																											



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-22</p> <p><b>4. ばく露程度の低減等【安衛則577の3】</b>            リスクアセスメント対象物以外の化学物質の取扱いにおいて作業者の健康障害を防止するため、代替品の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置の設置および稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、作業者がばく露される程度を最小限にするよう努めなければならない。</p> <p><b>5. 皮膚障害等防止用の保護具【安衛則594、594の2、596、597】</b>            (1) 皮膚もしくは眼に障害を与えるものを取扱う業務または有害物が皮膚から吸収され、もしくは侵入して、健康障害もしくは感染を起こすおそれのある業務においては、当該作業に従事する作業者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。            なお、保護具については同時に就業する作業者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。            (2) 前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対して適切な保護具を備え、使用できるようにする必要がある旨を周知させなければならない。            (3) 化学物質または化学物質を含有する製剤（皮膚もしくは眼に障害を与えるものを取扱う業務または有害物が皮膚から吸収され、もしくは侵入して、健康障害もしくは感染を起こすおそれがないことが明らかなものを除く）を取扱う作業に作業者を従事させる場合は、(1)項の保護具を使用させるよう努めなければならない。また、業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対して(1)項の保護具を使用する必要がある旨を周知させるよう努めなければならない。            (4) 作業者は、必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。</p> <p><b>6. 作業の記録【安衛則577の2】</b>            リスクアセスメント対象物のうちがん原性物質（GHSに基づく分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物（エタノールおよび特化則第38条の3に規定する特別管理物質を除く。）とする。）を取扱う作業に常時従事する作業者について、1ヶ月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを30年間保存すること。            a. 作業者の氏名            b. 従事した作業の概要および当該作業に従事した期間            c. 当該物質に著しく汚染される事態が生じたときは、その概要および講じた応急の措置の概要</p> <p><b>7. 健康診断等の実施【安衛則577の2】</b>            (1) 化学物質リスクアセスメントの結果に基づき講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。</p>	<p style="text-align: right;">資料-22</p> <p><b>4. ばく露程度の低減等【安衛則577の3】</b>            リスクアセスメント対象物以外の化学物質の取扱いにおいて作業者の健康障害を防止するため、代替品の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置の設置および稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、作業者がばく露される程度を最小限にするよう努めなければならない。</p> <p><b>5. 皮膚障害等防止用の保護具【安衛則594、594の2、594の3、596、597】</b>            (1) 皮膚もしくは眼に障害を与えるものを取扱う業務または有害物が皮膚から吸収され、もしくは侵入して、健康障害もしくは感染を起こすおそれのある業務においては、当該作業に従事する作業者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。            なお、保護具については同時に就業する作業者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。            (2) 前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対して適切な保護具を備え、使用できるようにする必要がある旨を周知させなければならない。            (3) 化学物質または化学物質を含有する製剤（皮膚もしくは眼に障害を与えるものを取扱う業務または有害物が皮膚から吸収され、もしくは侵入して、健康障害もしくは感染を起こすおそれがないことが明らかなものを除く）を取扱う作業に作業者を従事させる場合は、(1)項の保護具を使用させるよう努めなければならない。また、業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対して(1)項の保護具を使用する必要がある旨を周知させるよう努めなければならない。            (4) 作業者は、必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。</p> <p><b>6. 作業の記録【安衛則577の2】</b>            リスクアセスメント対象物のうちがん原性物質（GHSに基づく分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物（エタノールおよび特化則第38条の3に規定する特別管理物質を除く。）とする。）を取扱う作業に常時従事する作業者について、1ヶ月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを30年間保存すること。            a. 作業者の氏名            b. 従事した作業の概要および当該作業に従事した期間            c. 当該物質に著しく汚染される事態が生じたときは、その概要および講じた応急の措置の概要</p> <p><b>7. 健康診断等の実施【安衛則577の2】</b>            (1) 化学物質リスクアセスメントの結果に基づき講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健</p>	<p>法令記載の追加</p>

旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-23 初版 2020年12月11日 第4回改正 2024年4月1日</p> <h2 style="text-align: center;">日本原燃 べからず集 【2024年度版】</h2> <p>以下の機会を活用し、職場の安全を確保しましょう！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• リスクアセスメント</li> <li>• TBM および現場KY</li> <li>• 現場パトロール</li> <li>• 災害防止協議会 等</li> </ul>  <p style="text-align: center;"> <b>日本原燃株式会社</b></p>	<p style="text-align: right;">資料-23 初版 2020年12月11日 第5回改正 2025年4月1日</p> <h2 style="text-align: center;">日本原燃 べからず集 【2025年度版】</h2> <p>以下の機会を活用し、職場の安全を確保しましょう！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• リスクアセスメント</li> <li>• TBM および現場KY</li> <li>• 現場パトロール</li> <li>• 災害防止協議会 等</li> </ul>  <p style="text-align: center;"> <b>日本原燃株式会社</b></p>	<p>最新版に更新</p> <p>最新版に更新</p>



旧

### 目次

No	べからず	種別
1	計画外作業！するべからず	共通
2	TBM！怠るべからず	共通
3	KY！現場確認せず行うべからず	共通
4	現場指揮者！現場を離れるべからず	共通
5	報連相！省略するべからず	共通
6	機材使用前点検！怠るべからず	共通
7	不適切な機材！使用するべからず	共通
8	不適切な保護具！使用するべからず	共通
9	注意表示！怠るべからず	共通
10	資機材養生！怠るべからず	共通
11	一人作業！するべからず	共通
12	共同作業！合図の徹底怠るべからず	共通
13	整理整頓！怠るべからず	共通
14	手摺！持たずに階段を昇降するべからず	共通
15	高所作業！墜落制止用器具使用なしで作業するべからず	各種：高所作業
16	開口部！放置するべからず	各種：転落危険作業
17	脚立！ルール守らず使用するべからず	各種：脚立作業
18	足場板！固定せずに放置するべからず	各種：高所作業
19	車荷台作業時！足下確保せずに作業するべからず	各種：車荷台作業
20	電動工具！ON状態で移動するべからず	各種：電動工具作業
21	重機作業エリア！作業員を入れるべからず	各種：重機作業
22	上下作業！するべからず	各種：高所作業
23	玉掛作業！状況確認せずに吊るべからず	各種：玉掛作業
24	未点検吊具！使用するべからず	各種：玉掛作業
25	活線作業！するべからず	各種：電気取扱作業
26	ハチ発見！作業の継続するべからず	各種：屋外作業
27	運搬作業！人力を過信するべからず	各種：人力運搬作業


新

### 目次



No	べからず	種別
1	計画外作業！するべからず	共通
2	TBM！怠るべからず	共通
3	KY！現場確認せず行うべからず	共通
4	現場指揮者！現場を離れるべからず	共通
5	報連相！省略するべからず	共通
6	機材使用前点検！怠るべからず	共通
7	不適切な機材！使用するべからず	共通
8	不適切な保護具！使用するべからず	共通
9	注意表示！怠るべからず	共通
10	資機材養生！怠るべからず	共通
11	一人作業！するべからず	共通
12	共同作業！合図の徹底怠るべからず	共通
13	整理整頓！怠るべからず	共通
14	手摺！持たずに階段を昇降するべからず	共通
15	高所作業！墜落制止用器具使用なしで作業するべからず	各種：高所作業
16	開口部！放置するべからず	各種：転落危険作業
17	脚立！ルール守らず使用するべからず	各種：脚立作業
18	足場板！固定せずに放置するべからず	各種：高所作業
19	車荷台作業時！足下確保せずに作業するべからず	各種：車荷台作業
20	電動工具！ON状態で移動するべからず	各種：電動工具作業
21	重機作業エリア！作業員を入れるべからず	各種：重機作業
22	上下作業！するべからず	各種：高所作業
23	玉掛作業！状況確認せずに吊るべからず	各種：玉掛作業
24	未点検吊具！使用するべからず	各種：玉掛作業
25	活線作業！するべからず	各種：電気取扱作業
26	ハチ発見！作業の継続するべからず	各種：屋外作業
27	運搬作業！人力を過信するべからず	各種：人力運搬作業
28	掘削作業！安全対策怠るべからず	各種：掘削作業

変更理由



項目追加に伴う追記

旧	新	変更理由										
<p>No.3 (共通)</p> <p><b>KY!</b></p> <p><b>現場確認せず行うべからず</b></p>  <table border="1" data-bbox="492 506 1249 766"> <thead> <tr> <th colspan="2">4 ラウンド KY の流れ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ラウンド：現状把握</td> <td>どんな危険が潜んでいるか</td> </tr> <tr> <td>2 ラウンド：本質追究</td> <td>これが危険のポイントだ</td> </tr> <tr> <td>3 ラウンド：対策樹立</td> <td>あなたならどうする</td> </tr> <tr> <td>4 ラウンド：目標設定</td> <td>私たちはこうする</td> </tr> </tbody> </table> <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● KY は作業開始前に災害リスクがないか、作業員全員で現場状況を確認し、リスクがあればその対策を決め、共有する場です。</li> <li>● KY では体調確認も含め、具体的かつ双方向でのコミュニケーションを心掛け、熱中症を防止するとともに、必要な情報の認識合わせを行う。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>作業現場は日々状況が変化します。状況変化を確認せずに KY を行うと、当日作業のリスクを抽出できず、災害発生の可能性が高まるため。</p>	4 ラウンド KY の流れ		1 ラウンド：現状把握	どんな危険が潜んでいるか	2 ラウンド：本質追究	これが危険のポイントだ	3 ラウンド：対策樹立	あなたならどうする	4 ラウンド：目標設定	私たちはこうする	<p>No.3 (共通)</p> <p><b>KY!</b></p> <p><b>現場確認せず行うべからず</b></p> <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 作業開始前に災害リスクがないか、作業員全員で現場状況を確認して KY を行う。</li> <li>● KY では体調確認も含め、具体的かつ双方向でのコミュニケーションを心掛け、熱中症を防止するとともに、必要な情報の認識合わせを行う。</li> <li>● KY では、対策となる行動を具体的に示す。</li> </ul> <p>(例)</p> <div data-bbox="1448 1136 2410 1285" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>対策</p> <p>・〇〇を確認</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>対策</p> <p>〇〇が〇〇であることを、 〇〇で確認する</p> </div> </div> <p>《禁止理由》</p> <p>作業現場は日々状況が変化します。状況変化を確認せずに KY を行うと、当日作業のリスクを抽出できず、災害発生の可能性が高まるため。</p>	<p>下部への記載追加に伴い従来の記載を簡略化</p> <p>2024 年度に実施した KY T の内容に伴う記載の追加</p> <p>2024 年度に実施した KY T の内容に伴うイラストに変更</p>
4 ラウンド KY の流れ												
1 ラウンド：現状把握	どんな危険が潜んでいるか											
2 ラウンド：本質追究	これが危険のポイントだ											
3 ラウンド：対策樹立	あなたならどうする											
4 ラウンド：目標設定	私たちはこうする											





旧	新	変更理由
<p>No.4 (共通)</p> <p><b>現場指揮者！</b></p>  <p><b>現場を離れるべからず</b></p> <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現場指揮者は作業現場の責任を有し、作業体制を確保し、作業方法および不安全行動、不安全状態の監視・是正を行うことが職務であることから、作業員がすぐに報連相できるようにする。</li> <li>●現場指揮者が現場を離れる際は、以下2つの措置のいずれかを必ず行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①安全を確保した状態を保ち現場作業を止める</li> <li>②適切な能力のある者を代行者として指名・周知し、作業監理させる</li> </ul> </li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>現場指揮者がいないことにより、作業指示のみならず、関係者との連絡・協議や、KYの実施ができず、結果、「不安全行動」や「不安全状態」の解消ができないことから、災害発生の可能性が高まるため。</p>	<p>No.4 (共通)</p> <p><b>現場指揮者！</b></p>  <p><b>現場を離れるべからず</b></p> <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現場指揮者は作業員が常に報連相できる場所にいるとともに、不安全行動・不安全環境がないよう、常時監視・指導する。</li> <li>●現場指揮者は現場を離れる際は、以下2つの措置のいずれかを必ず行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①安全を確保した状態を保ち現場作業を止める</li> <li>②適切な能力のある者を代行者として指名・周知し、作業監理させる</li> </ul> </li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>現場指揮者がいないことにより、作業指示、関係者との連絡・協議等による「不安全行動」や「不安全環境」の解消ができないことから、災害発生の可能性が高まるため。</p>	<p>2024年度に「べからず集」に逸脱した作業員の行動を現場指揮者が制止できなかったことによる災害が発生したことに伴う追記</p> <p>2024年度に「べからず集」に逸脱した作業員の行動を現場指揮者が制止できなかったことによる災害が発生したことに伴う記載変更</p>



旧	新	変更理由
<p>No.23 (各種：玉掛作業)</p> <p><b>玉掛作業！</b></p> <p><b>状況確認せずに吊るべからず</b></p> <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 荷の下に入らないよう、作業区画等で人払いする。</li> <li>● 玉掛の基本 3・3・3 運動を実践する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 玉掛者は、吊荷や吊具の安全を 3 秒間確認する</li> <li>② 3m 離れてから巻き上げ合図を行う</li> <li>③ 地切は 30cm 以内で一旦停止し、荷振れがないことを確認する</li> </ul> </li> <li>● 吊り荷の鋭角部分にあて物をしていることを確認する。</li> <li>● 合図の錯そうを防ぐため、合図者は 1 人または最少人数に限定する。</li> </ul>  <p>《禁止理由》</p> <p>事前に吊り具の取付状況や周囲の状況を確認すること、かつ吊り荷の下に入らないことで、災害の発生を防止するため。</p>	<p>No.23 (各種：玉掛作業)</p>  <p><b>玉掛作業！</b></p> <p><b>状況確認せずに吊るべからず</b></p> <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 荷の下や荷が倒れてくるおそれのある場所に作業区画等を行い、確実に人払いする。</li> <li>● 玉掛の基本 3・3・3 運動を実践する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 玉掛者は、吊荷や吊具の安全を 3 秒間確認する</li> <li>② 3m 離れてから巻き上げ合図を行う</li> <li>③ 地切は 30cm 以内で一旦停止し、荷振れがないことを確認する</li> </ul> </li> <li>● 吊荷の鋭角部分にあて物をしていることを確認する。</li> <li>● 合図の錯そうを防ぐため、合図者は 1 人または最少人数に限定する。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>吊具の取付状況や吊荷がしっかりと固定・固縛されていること、吊荷の下やまわりに人がいないこと等を事前に確認することで、災害の発生を防止するため。</p>	<p>2024 年度に荷が倒れてくる場所に作業員がいたことによる災害が発生したことに伴う記載変更</p> <p>2024 年度に荷のまわりに作業員がいないか、荷の吊り方が適切かの確認が不足していたことによる災害が発生したことに伴う記載変更</p>




旧	新	変更理由
<p>No.24 (各種：玉掛作業)</p> <p><b>未点検吊具！</b></p> <p><b>使用するべからず</b></p>  <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 吊具は各社において使用指定され、かつ点検済みのものを使用する。</li> <li>● 吊具は点検色がテープ等で表示されおり、点検漏れがないことを、作業前に確認する。</li> <li>● 点検記録を常備する。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>事前に各社において使用指定された吊具の安全性を十分に確認することで、ワイヤーロープ等が切れること等による災害の発生を防止するため。</p>	<p>No.24 (各種：玉掛作業)</p> <p><b>未点検吊具！</b></p> <p><b>使用するべからず</b></p>  <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 吊具は各社において使用指定され、かつ点検済みのものを使用する。</li> <li>● 吊具は点検色がテープ等で表示されおり、点検漏れがないことを、作業前に確認する。</li> <li>● <b>吊具・治具全体の健全性や使用方法が取扱説明書に沿ったものであることを確認する。</b></li> <li>● 点検記録を常備する。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>事前に各社において使用指定された吊具・<b>治具全体</b>の安全性を十分に確認することで、ワイヤーロープの<b>切断</b>や荷の<b>転倒</b>等による災害の発生を防止するため。</p>	<p>2024 年度に吊具・治具が健全ではなかったことによる労働災害が発生したことに伴う記載の追加</p> <p>2024 年度に吊具・治具が健全ではなかったことによる労働災害が発生したことに伴う記載の変更</p>



旧	新	変更理由
<p>No.26 (各種：屋外作業)</p> <p><b>ハチ発見！作業の 継続するべからず</b></p>  <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 伐採、緑化清掃作業等のハチ刺されリスクが高い作業を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① ハチの巣の有無の確認</li> <li>② 事前に防護衣、撃退スプレー、ポイズンリムーバーを準備する</li> <li>③ ハチを発見したら、作業を中断して退避した後、報告・連絡・相談し、指示を仰ぐ</li> </ul> </li> <li>● 過去に刺された経験者は要注意です。即時病院にて対処してもらう。</li> <li>● 屋外作業の場合は、クマやヘビの他、ウルシ等接触性皮膚炎にも注意する。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>ハチ刺されは、場合によってはアナフィラキシーショック等を起こし、死亡災害となることがあるため。</p>	<p>No.26 (各種：屋外作業)</p> <p><b>ハチ発見！作業の 継続するべからず</b></p>  <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 伐採、緑化清掃作業等のハチ刺されリスクが高い作業を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① ハチの巣の有無の確認</li> <li>② 事前に防護衣、撃退スプレー、ポイズンリムーバーを準備する</li> <li>③ ハチを発見したら、作業を中断して退避した後、報告・連絡・相談し、指示を仰ぐ</li> </ul> </li> <li>● 過去に刺された経験者は要注意です。即時病院にて対処してもらう。</li> <li>● 屋外作業の場合は、クマやヘビの他、ウルシ等接触性皮膚炎にも注意する。</li> </ul>  <p>《禁止理由》</p>  <p>ハチ刺されは、場合によってはアナフィラキシーショック等を起こし、死亡災害となることがあるため。</p>	<p>ウルシ、ヘビ、クマのイラストを追加</p>



旧	新	変更理由
	<p>No.28 (各種：掘削作業)</p> <p><b>掘削作業！</b></p> <p><b>安全対策怠るべからず</b></p>  <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●掘削深さが1.5m以上もしくは土止め支保工が必要となる地山の掘削作業にあたっては、作業主任者を選任し、作業の指揮をとらせる。</li> <li>●掘削作業にあたっては、地質・地層等に応じて土止め等の安全対策を十分に講じる。</li> <li>●作業主任者は法令で定められた土止め支保工の点検を確実に行う。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>掘削作業は、掘削面の崩壊等のリスクを放置した場合重大な災害につながる可能性が大きいいため。</p>	<p>2024年度に掘削作業における労働災害が発生したことに伴う項目の追加</p>

旧	新	変更理由
<h1 data-bbox="391 226 1130 369">災害事例集</h1> <p data-bbox="270 495 1270 1066">以下のページでは、27 のべからず項目に逸脱したことで発生した労働災害を、過去の当社で起こった労働災害を中心に紹介しております。基本ルールから逸脱した結果として発生した労働災害の中には、重傷となったものもあります。これらの災害を自分事として捉え、決して基本ルールを逸脱することなく作業するよう、皆さんの行動に期待します。</p>	<h1 data-bbox="1531 226 2270 369">災害事例集</h1> <p data-bbox="1406 495 2407 1066">以下のページでは、28 のべからず項目に逸脱したことで発生した労働災害を、過去の当社で起こった労働災害を中心に紹介しております。基本ルールから逸脱した結果として発生した労働災害の中には、重傷となったものもあります。これらの災害を自分事として捉え、決して基本ルールを逸脱することなく作業するよう、皆さんの行動に期待します。</p>	<p data-bbox="2460 516 2778 548">項目追加に伴う記載の変更</p>



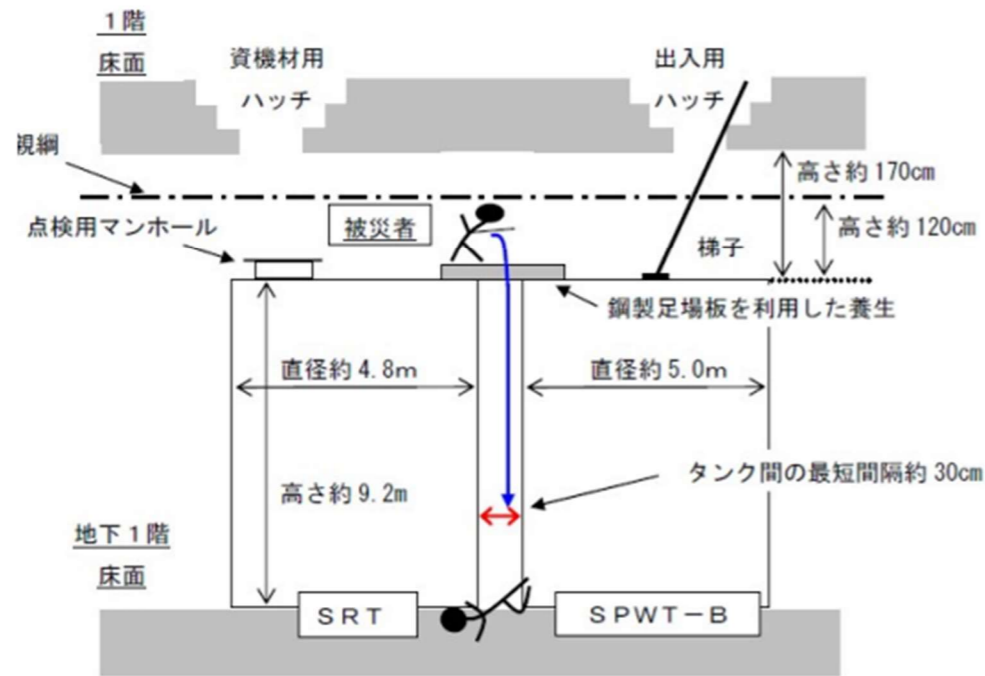
旧

### No.15

「高所作業！墜落制止用器具使用なしで作業するべからず」

#### 災害事例

- 再処理事業部安全ハンドブック p.12～14  
安全パトロールハンドブック p.17
- 件名：人身災害発生について（社外）



- ① 「廃棄物貯蔵タンク類点検工事」にて、廃棄物処理棟地下1階にある使用済樹脂貯蔵タンク室に立ち入った被災者が、使用済樹脂貯蔵タンク上部から隣接する使用済粉末樹脂貯蔵タンクB上部に移動しようとした際、約9.2m下のタンク室床面に墜落した。病院に搬送・治療が行われたが、**死亡が確認された。**
- ② 当該作業場所は、墜落・転落の危険性がある高所であったものの、被災者は安全帯を親綱に掛けていなかった。この要因として、タンク室上部における点検作業に必要な照度は確保されていたが、タンク室全体が暗かったため、高所から墜落するという恐怖感が薄まっていたことが推測される。

新

変更理由

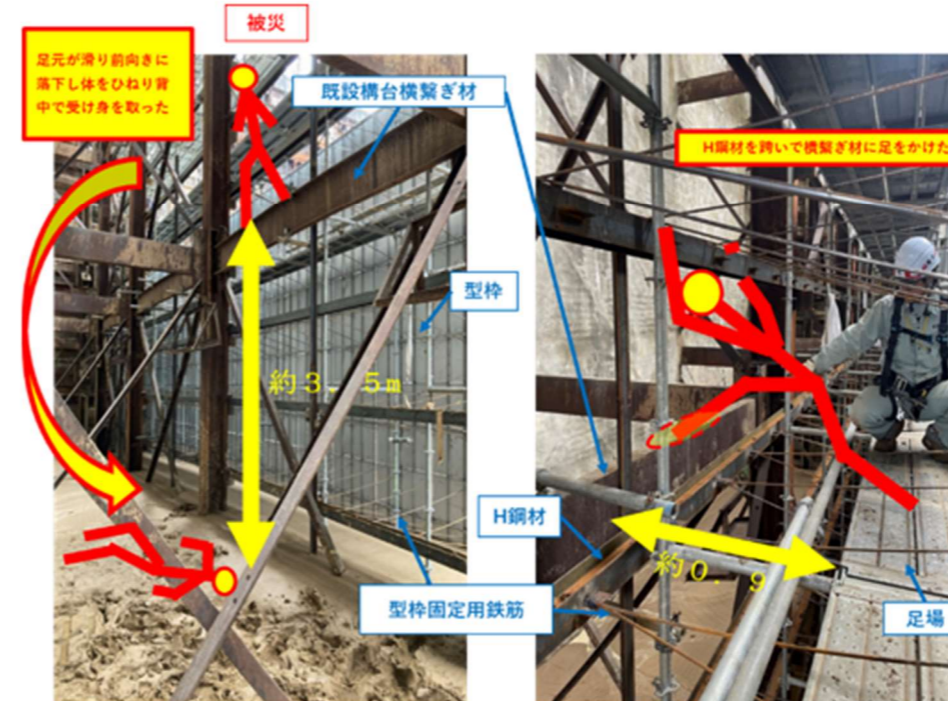
2024年度に発生した重大災害を事例集に追加

### No.15

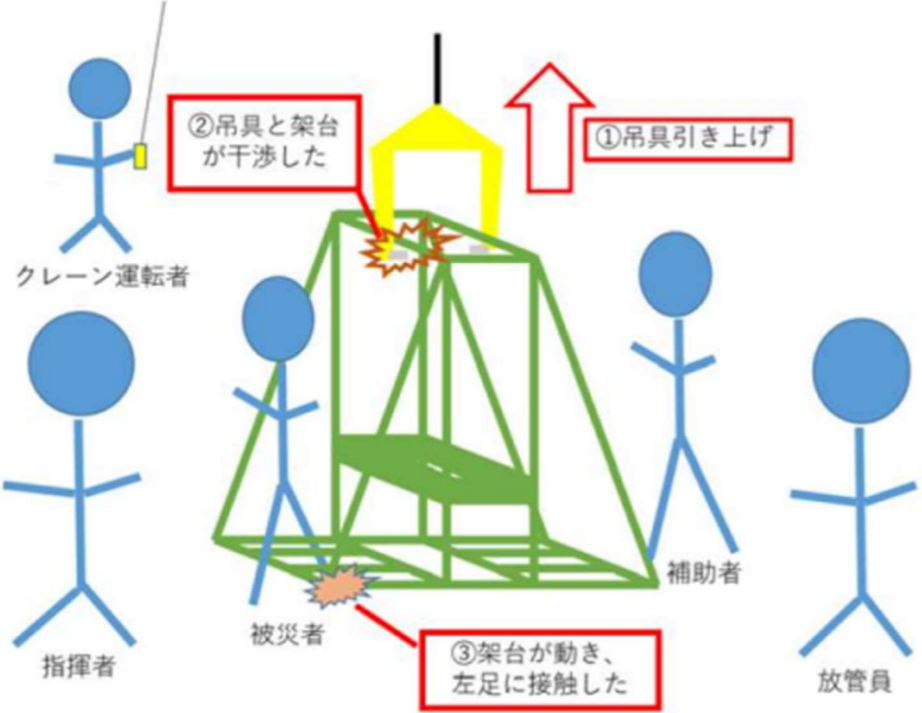
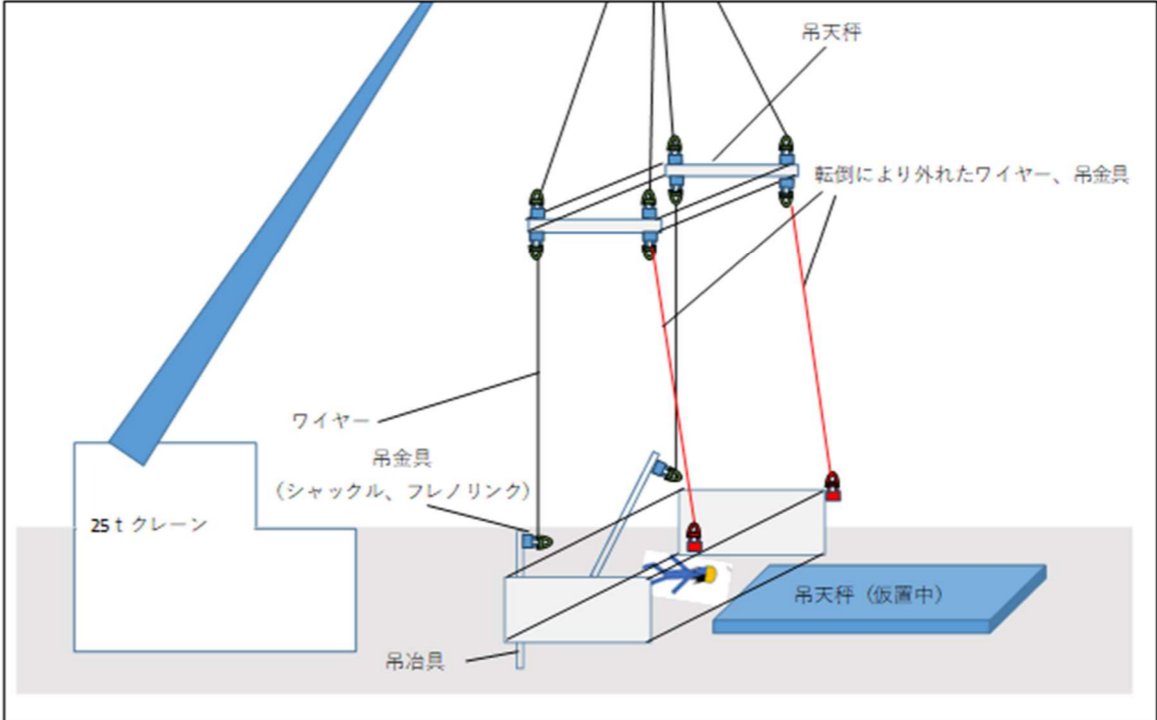
「高所作業！墜落制止用器具使用なしで作業するべからず」

#### 災害事例

- 再処理事業部安全ハンドブック p.12～14  
安全パトロールハンドブック p.17
- 件名：燃料加工建屋埋戻し工事における墜落災害



- ① 作業員が足場からH鋼材（既設構台横繋ぎ材）上に乗った際、H鋼材上から約3.5m下の地面上に落下した。病院に搬送・治療が行われ、**胸椎・肋骨・肩甲骨を骨折する重傷となった。**
- ② 当該H鋼材には手摺や中さん等の墜落制止措置が講じられていなかったにもかかわらず、作業員は足場からH鋼材に乗る時に、装着していた墜落制止用器具のフックをかけていなかった。

旧	新	変更理由
<p data-bbox="270 205 1115 247"><b>No.23「玉掛作業！状況確認せずに吊るべからず」</b></p> <p data-bbox="270 281 424 323"><b>災害事例</b></p> <p data-bbox="270 342 801 411">●再処理事業部安全ハンドブック p.18、19 安全パトロールハンドブック p.11～13</p> <p data-bbox="270 415 647 447">件名：資機材片付け作業時の負傷</p>  <p data-bbox="270 1264 1261 1486">①作業に使用した吊具架台をクレーンにて吊り上げた際、吊り具が固定架台の突起箇所に干渉し、固定架台が持ち上がった。 ②干渉部分が外れた際、被災者の左足が固定架台下部のストッパに接触した。 ③診断の結果、<b>左足打撲</b>となった。</p>	<p data-bbox="1406 205 2252 247"><b>No.23「玉掛作業！状況確認せずに吊るべからず」</b></p> <p data-bbox="1406 281 1561 323"><b>災害事例</b></p> <p data-bbox="1406 342 1938 411">●再処理事業部安全ハンドブック p.18、19 安全パトロールハンドブック p.11～13</p> <p data-bbox="1406 415 2157 447">件名：倉庫屋外におけるグローブボックス転倒に伴う作業員の負傷</p>  <p data-bbox="1406 1297 2398 1602">①重量約 7.4t のGB（グローブボックス）をクレーンで玉掛・吊り上げ中にGBが転倒した。 ②荷が倒れてくるおそれのある場所から確実な人払いが行われておらず、GBの倒れてくる位置に作業員がいたために、倒れてきたGBが接触し、作業員が下敷きとなった。 ③診断の結果、<b>背骨骨折・肋骨骨折の重傷</b>となった。</p>	<p data-bbox="2454 144 2875 205">2024 年度に発生した重大災害を事例集に追加</p>



旧	新	変更理由
	<p data-bbox="1406 205 2309 247"><b>No.28「掘削作業！安全対策怠るべからず」 災害事例</b></p> <p data-bbox="1406 268 2160 300">件名：再処理事業所構内掘削作業中の土砂崩れによる作業員の負傷</p> <div data-bbox="1596 331 2226 751">  <p data-bbox="1911 352 2154 445">災害発生前 (手掘り掘削中)</p> </div> <div data-bbox="1486 762 2279 1234">  <p data-bbox="2041 779 2249 825">災害発生時</p> <p data-bbox="2021 898 2279 940">土が崩れた範囲</p> <p data-bbox="1507 1087 1745 1129">土が崩れ被災</p> <p data-bbox="2071 1087 2190 1171">高さ 約1.5m</p> <p data-bbox="1893 1150 1982 1234">幅 約1.0m</p> </div> <p data-bbox="1406 1304 2392 1413">①作業員が深さ 1.5m の掘削現場において手掘り掘削中に、壁面の土が崩れて脚部が土に埋まり負傷。<b>左膝内側側副靭帯断裂・前十字靭帯損傷の重傷</b>となった。</p> <p data-bbox="1406 1455 2392 1564">②当該掘削現場では地山の掘削及び土止め支保工作業主任者の選任が必要にもかかわらず選任されておらず、結果として土止め等の掘削作業の安全性を確保する措置がされていない不安全な環境となっていた。</p>	<p data-bbox="2457 142 2867 205">2024 年度に発生した重大災害を事例集に追加</p>

